

会 議 録 目 次

令和 3 年第 7 回海田町議会定例会（第 2 日目）

令和 3 年 1 2 月 2 日（木）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	一般質問	
	○富永やよい議員	4
	○崎本広美議員	12
	○玉川真里議員	17
	○大江康子議員	32
	○宗像啓之議員	40
	○前田勝男議員	58
日程第 2	第46号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	68
日程第 3	第47号議案 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	69
日程第 4	第48号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	72
日程第 5	第49号議案 海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	74
日程第 6	第50号議案 海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	75
日程第 7	第51号議案 令和 3 年度海田町一般会計補正予算(第 7 号)	81
日程第 8	第52号議案 令和 3 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)	94
日程第 9	第53号議案 令和 3 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	95
日程第10	第54号議案 令和 3 年度海田町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	97
日程第11	発議第 8 号 豪雨災害復旧・復興の早期実現を求める要望決議案	99

日程第12	発議第9号	超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターへの支援を求める意見書案	101
日程第13	発議第10号	超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターへの支援を求める決議案	102
	(閉	会)	105

令和3年第7回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和3年12月1日（水）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 12月2日（木）9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |   |         |
|---------------|---|---------|
| 町             | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町           | 長 | 今 岡 寛 之 |
| 教 育           | 長 | 佐々木 智 彦 |
| 企 画 部         | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部         | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部         | 長 | 久保田 誠 司 |
| 教 育 次         | 長 | 森 山 真 文 |
| 下 水 道 担 当 参 事 |   | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 部 次       | 長 | 門 前 誠 司 |
| 企 画 課         | 長 | 藤 原 靖   |
| 魅力づくり推進課      | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 財 政 課         | 長 | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課         | 長 | 中 村 修 介 |
| 税 務 課         | 長 | 松 井 良 哲 |
| 防 災 課         | 長 | 宮 垣 将 司 |
| デジタル推進課       | 長 | 下 野 武 士 |
| 町 民 生 活 課     | 長 | 水 川 綾 子 |
| 住 民 課         | 長 | 近 森 茂   |
| 社 会 福 祉 課     | 長 | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課       | 長 | 新 藤 正 敏 |
| 長 寿 保 険 課     | 長 | 岩 本 宏 美 |
| 保健センター所長      |   | 森 原 知 美 |
| 上 下 水 道 課     | 長 | 木 村 生 栄 |
| 学校教育課教育指導監    |   | 松 本 孝 司 |
| 新 庁 舎 整 備 室   | 長 | 山 田 長 秀 |

環境センター所長 谷川 雅彦  
ひまわりプラザ館長 下田 由香里  
建設課主幹 矢熊 健治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 倉本 勇登  
主査 水野 啓太  
主任 辻 千奈美

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 第46号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 第47号議案 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 第48号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第49号議案 海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 第50号議案 海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第51号議案 令和3年度海田町一般会計補正予算（第7号）

日程第8 第52号議案 令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第9 第53号議案 令和3年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 第54号議案 令和3年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 発議第8号 豪雨災害復旧・復興の早期実現を求める要望決議案

日程第12 発議第9号 超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターへの支援を求める意見書案

日程第13 発議第10号 超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターへの支援を求める決議案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）おはようございます。本日も大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。5番、富永議員。

○5番（富永）5番議員、富永です。本日は大きく2点について質問いたします。

赤ちゃんの睡眠について。人の体の中には体内時計という時計があり、地球時間に合わせた生活を送るために、朝の太陽の光を刺激にして眠りのリズムをコントロールしています。しかし、生まれたばかりの赤ちゃんには体内時計の働きがなく、昼夜の区別なく数時間ごとに寝たり起きたりを繰り返しますが、毎朝、同じ時間にカーテンを開け起こしてあげることで、生後1か月ぐらいから整い始め、生後3から4か月までには昼と夜の区別がつくようになり、生後6か月には安定した睡眠リズムが作られると言われていいます。乳幼児のお昼寝も含めた1日の合計睡眠時間について、WHOやアメリカ国立睡眠財団の発表によると、生後0か月から3か月で14時間から17時間、生後4か月から11か月で12時間から15時間、1歳から2歳で11時間から14時間、3歳から5歳で10時間から13時間推奨されています。活動時間、これは機嫌よく赤ちゃんが起きていられる時間について、子どもの睡眠コンサルタントの愛波文さんは、生後0か月から1か月は大体約40分まで、1か月から2か月は約40分から1時間、2か月から5か月では約1時間から1時間半、6か月から9か月は約2から3時間と目安を掲げられています。この活動時間を大幅にオーバーしてしまうと、疲れ過ぎて脳が興奮し眠いのにも眠れない状態になったり、眠ったとしても睡眠が浅く夜中何度も起きてしまったり、また早朝まだ眠いのにも脳の興奮や睡眠の浅さが影響し起きてしまったり、日中、常に機嫌が悪い、かんしゃくを起こすといったトラブルが起こりやすくなります。活動時間と眠そうな合図を意識し、疲れ過ぎる前に寝かせてあげること、月齢ごとの昼寝時間の調整、室温や明るさ

などの室内環境、お風呂や授乳など、寝る前のルーティンを整えることで寝かしつけがスムーズになり、ほかのトラブルも起こりづらくなります。こうした情報を出産前に知っておくことで、出産後の育児のリズムづくりのイメージがしやすく、出産してからでは育児に追われてしまうため、プレママ教室などで紹介してはいかがでしょうか。また、赤ちゃんが自力で一人で寝つくスキルを身に付けることを、ねんねトレーニングと言います。赤ちゃんはレム睡眠・ノンレム睡眠のワンセットが大人より短く眠りが浅いため、夜中に何度も起きやすい状態にあります。寝かしつけが抱っこや添い乳など手厚いものであれば、夜中に起きても同じ寝かしつけでないと赤ちゃんは安心して眠れなくなる場合があります。抱っこで寝てもベッドに置いたら起きてしまう、背中スイッチと言われるのもこの一例です。しかし、赤ちゃんが一人でスムーズに寝つくようになると、たとえば夜中に目を覚まして、一人で眠りに戻れるため、泣いて呼ぶことはなくなります。体重が重くなっていく赤ちゃんを抱っこして寝かしつけるのがつらい、短時間で起こされ睡眠不足でつらいなど、親にとって寝かしつけが苦痛で育児を楽しめないものであるならば、ねんねトレーニングという方法もあると、産前・産後のパパママに紹介してはいかがでしょうか。

大きく2点目、海田町アプリについて。2021年11月から行政と市民の双方向でやり取りができる県内で初めての府中市公式アプリが運用されています。行政からの情報だけでなく、市民からの投稿など書き込みができることで、行政と市民の距離を縮め、市民の利便性を重視した行政サービスの提供につなげることを目的としています。海田町もアプリの運用を始めて、町民の利便性を向上させてはいかがでしょうか。以上、2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）改めましておはようございます。富永議員の質問に答弁いたします。

赤ちゃんの睡眠についての質問でございますが、1点目につきましては、現在、かいた版ネウボラで実施しております妊婦と家族を対象としたパパママ教室の中で、赤ちゃんの睡眠リズムや生活リズムについて、リーフレットや映像等により紹介をしております。睡眠は赤ちゃんの健やかな成長に大変重要であるため、妊娠期から赤ちゃんの睡眠の土台となる睡眠環境・生活リズム・子育て者の心の安定についてより深く理解していただけるよう、教室等での紹介を充実させてまいります。2点目につきましては、現在、母子健康手帳の発行時や妊婦電話、御家庭への訪問、各種教室や個別相談などで、妊娠

期から保健師や保育士等が気軽に育児不安や悩みを相談できるよう関係性の構築を図るよう努めており、個々の不安や悩みに寄り添った相談支援を行っております。引き続き、個々の不安や悩みを傾聴する中で、赤ちゃんの質の高い睡眠の確保と健やかな成長を支援する方法の一つとして、ねんねトレーニングがあることを適宜紹介してまいります。

続きまして、海田町アプリについての質問でございますが、町といたしましても、効果的な情報発信と住民との双方向のコミュニケーションについては重要であると認識しております。こうした中、県内の自治体においても住民への情報発信などの方法として、デジタル技術を活用し、様々な手法が取り入れられているところがございます。こうした他の自治体の事例について、それぞれの方法におけるメリット・デメリットや費用対効果などを検証し、効果的な情報発信などの在り方を検討してまいります。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） 再質問に移ります。まず、海田町アプリについてですけれども、答弁書の中にメリット・デメリットや費用対効果などを検証してあるんですけれども、まず、こちらのアプリを使うことのメリット・デメリットをどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（桑原） 企画課長。

○企画課長（藤原） アプリを活用する場合のメリットとデメリットについての御質問についてでございますが、まず、メリットでございますけれども、アプリやほかのデジタル技術を活用して情報発信を行っている自治体においては、多くの場合は住民が選択した分野について、プッシュ通知で情報をお届けするという仕組みを構築されているところがございます。そうした機能についてはメリットがあると認識しております。また、デメリットについてでございますが、情報を提供するチャンネルが増えるということで、業務が増えるといったことはございます。また、コストについても開発経費、また毎年の保守管理に係る経費について、方法によっては1,000万円を超えるようなコストをかけていらっしゃるような自治体もあるというふうにお聞きしております。また、新たな仕組みを導入した場合は一から普及させていくというような労力、コストがかかるということが想定されます。こうしたことから、メリット・デメリット、費用対効果について検証してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） 確かに費用対効果とか、大きな自治体になればなるほどすばらしい機能を

備えたアプリを使われているところが多いと思うんですけれども、これからペーパーレス化が進んだり、デジタル化がどんどん進んでいく中で、費用対というのは多分そういう媒体がなくなっていくことで費用が下がっていく。じゃ、アプリのほうに力を入れていこうとかそういった形にこれからの流れになっていくのではないのかなと思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）現在、海田町において住民への情報提供としては、広報誌であったり、個別のチラシであったり、またインターネットを活用したものとしてはホームページの情報提供やSNSでの情報提供というのをいたしております。デジタル化という中で、インターネットを活用した情報提供というのは強化していく必要があると認識しております。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）現在、海田町が行っているその広報の在り方で十分なやり方であるというふうにお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）インターネットを活用したSNS等の情報提供の在り方については強化していく必要があると認識しております。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）その他、アプリ以外でインターネットを使った情報提供というのは何かお考えとかはあるんでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）県内の自治体の事例でございますと、例えば、広島市においては、ラインに機能を追加させた形で情報提供されている、また情報収集をされていらっしゃるというふうにお伺いしております。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）ラインも確かに充実させているところもたくさんあるんですけれども、アプリになると、本当にアプリからの、先ほど言われたプッシュ通知の情報で、もう、最新の情報が自動的にやっぱり入ってくるという大きなメリットがあると思うんですね。やっぱり、ラインとなると、もちろん情報は入ってくるんですけども、アプリのほうがいち早くより自分の欲しい情報というのが的確に入ってくると思います。それとあと、

インターネットがつながっていない、もし災害とかでつながっていない状態でもアプリであれば、例えば、その中に防災マップとかが入っていれば、すぐそこで見れるんですね。でも、この町民の中で、防災マップ、ハザードマップとかを持ち歩いている方がどれだけいるかと言われると、やはりいないと思うんですね。常に持っているというものが携帯、スマホだと思うので、そちらの中にいろんな情報が入っていれば、すぐさまに災害が起こったときでも対応できるし、あとは、いろんな自分が欲しい情報というのが常に手に入るとは思うんですけども、そこら辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（藤原）まず、先ほどアプリにおいてプッシュ通知ができるというお話がありましたけども、広島市のラインの機能追加においても選択した分野についての情報をプッシュ通知でお届けするという機能がございます。アプリ以外でもそういった機能を持っている方法を実施されていらっしゃる団体もありますので、それらの方法について研究してまいりたいと考えております。また、防災のことについてお尋ねがございました。海田町では現在ハザードというようなアプリを導入し、避難情報の発令や現在地の危険度や最寄りの避難所などが確認できるようなアプリを提供しておるところでございます。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）分かりました。アプリのメリットというのはそういったものが一つのアイコンで全部欲しい情報に入れるというのが一番のメリットだと思うので、その辺も検討しながら、今後、アプリについてもしっかりと検討していただければと思います。

赤ちゃんの睡眠についての質問なんですけれども、このリーフレットや映像等により睡眠リズム、生活リズムについて紹介しておりますとあるんですけれども、具体的なその赤ちゃんの睡眠時間というものを紹介されたことはあるのでしょうか。

○議長（桑原）ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下田）リーフレット等について、赤ちゃんの睡眠リズムについて新生児期の頃までの紹介はさせていただいていますが、長い期間での赤ちゃんの睡眠時間については説明はさせていただいておりませんでした。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）教室等での紹介を充実させてまいりますとあるんですけれども、今後どのように充実させていくお考えなのかお聞かせください。

○議長（桑原）ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下田）赤ちゃんの睡眠の土台となる睡眠環境、生活リズム、子育て者の心の安定の整え方について紹介する時間を増やし、実践できるよう、内容を充実させ、理解を深めていただけるよう紹介してまいります。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）それはプレママ教室とかそういった教室でしょうか。それとも個別にお話をされるとときとかに紹介するのでしょうか。それとも、産前産後、どちらになるのでしょうか。

○議長（桑原）ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下田）現在もパパママ教室の中で睡眠の話についてさせていただいておりますので、その中で赤ちゃんの睡眠について内容を充実させ、紹介をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）2点目のねんねトレーニングがあることを適宜紹介してまいりますとあるんですけど、適宜というのはどういったときに紹介するのでしょうか。

○議長（桑原）ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下田）赤ちゃんの睡眠について負担やストレスを感じていない方もいらっしゃるし、寝かしつけについていろいろな考え方の方もいらっしゃるし、個々に相談、不安を感じている方のお話をお伺いしながら、睡眠の確保と健やかな成長を支援する方法の一つとして紹介していきたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）私、まだ今子育て真っただ中で、まだ経験不足で赤ちゃんについて語るのはまだまだ先のことだろうなというふうに思っていたんですけども、先日、ママタイムに参加させていただいて、今そこで同じくらいの月齢の赤ちゃんを抱えるお母さんたちとの交流があって、その中で皆さんがみんなに聞いてみたいことみたいな発表があったんですね。やっぱり、ほとんどのお母さんが寝かしつけについてというのをお話しされていて、どのように寝かしつけをされていますかというので、夜中に、この月齢でも、7、8か月でも夜中に2時間ごとに起きる、やっぱりずっと抱っこして、2時間抱っこして、置いたら起きてしまうとか、そういったお話をされていて、どのようにされていますかと聞かれたので、置いたら寝ますと言ったらすごくびっくりされて、私も

生まれてすぐ、赤ちゃん、新生児は寝るものだと思っていたんですけども、母子同室で3日目から夜中じゅうずっと泣いていて眠れなくて、そのときに、これは心が病んでしまうというふうに本当に思って、退院してからその睡眠についての本を、目を使うなと言われたんですけども、目を使わないと、私の心のほうが折れてしまうと思って、いろんな本を、やっぱり睡眠学について読みあさってみたんですね。そうすると、やはりその赤ちゃんの睡眠について、いろんな医学書で検証されていて、今、今日、お話しした時間というのが大体推奨されているというか、本当にこれに合わせて寝かしつけをしていくと、自然と寝ていくようになっていくんですね。具体的にやっぱり朝寝、昼寝、夕寝の時間、起こして活動してから2時間だったら2時間後ぐらいには大体眠くなるサインを見て寝かしつけてあげると、初めは抱っこでしか寝れなかった赤ちゃんが、どんどん自分でずっと眠りに入っていくという癖を、ルーティンを毎日続けていくと、うちの赤ちゃんは2か月で夜通し寝れるようになって、4か月目にお昼寝も置いたら寝れるようになってというふうに、やはり変わっていったんですね。それはすごくやっぱり、その睡眠についてをしっかりと学んだ上で、それを実行していくと、赤ちゃんも秩序が好きなので、赤ちゃんは、そういうふうになっていったと思うんですけども、私はすごく調べてやったんですけども、やっぱり産後の体で調べていくって、本当に体もしんどいですし、できたら、産前の体が元気なとき、時間がまだあるときに、こういった勉強を、しっかり、先ほども言われたように、人によっていろんな寝かしつけの仕方があると思うので、紹介をして、興味がある方がしっかりそれを勉強した上で出産に臨むと、リズムも作りやすいのではないかなというふうに思うので、できたら産前に、もちろん産後に悩んでいるお母さん方にもしっかりとお伝えしていけたらいいなと思いますけれども、産前のお母さん、お父さんにこういったことをしっかり伝えていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（桑原） ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（下田） 産前の方には産前のパパママ教室等の中で、新生児期から実践ができる睡眠環境、生活リズム、心の安定といった睡眠の土台をしっかりと整えていただくことが大切と考えておりますので、まずはしっかりと睡眠の土台について紹介していきたいと考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○5番（富永） あと、ねんねトレーニングという言葉がまだまだ新しいというか、なかな

かまだ知られていない言葉だと思うんですけども、というのも、日本でもねんねのトレーニングをしてくれる保健師さん、プロの方というのがなかなかいらっしやなくて、広島でこないだようやく1人、そういうトレーナーで、アメリカのほうで資格を取られて日本で今そういうことをやられているという方がようやく出てきたという状態ですので、まだまだそのねんねについては日本ではまだ手探りだと思って、海外のほうではもう、やはり保健師さんがそういった免許を取られて、睡眠についての指導を産前からお母様へしっかりとされているんですね。そういったことも含めても、まだなかなかねんねトレーニングということを進めていくというのは難しいところもあると思うんですけども、そういった助産師さん、保健師さんについても、具体的なねんねトレーニングの方法といった内容みたいな、研修とか勉強会みたいなものをされるお考えとかはないでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）ねんねトレーニング、確かにまだ日本ではいろいろ本も出ておりますけれど、実践をされていらっしゃる方というのはまだまだ少ないのかなというふうに思っています。本町でもパパママ教室を保健師、それから助産師会の協力も一部いただきながら実施をさせていただいているところでございます。様々な保護者のニーズに対応できるように保健師等がしっかりといろいろな子育てについての勉強のほうは、学習であるとかいろんな研修等もさせていただいておりますので、その一つとしてねんねトレーニングもしっかりと学んでいけるように体制を整えていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）富永議員。

○5番（富永）先ほど言った、ママタイムでお会いしたお母様方で、やっぱりねんねトレーニングという言葉を出したときにびっくりされていて、その次に集まったときに、やってみただけどできませんでしたってお話をされていて、すぐすぐというのも難しいし、そういった情報も少ないというのも実際なんですけれども、それからまた、しばらくして、たまたま道端でばったり会ったときに、ねんねができたんですとおっしゃられたのを聞いて、やっぱり情報がきちんとあれば、選択肢が皆さん増えると思うんですね。前もって情報を知っているということが大切かな。それから、自分のやりたい子育ての仕方を選んでいくということがとても大切なんじゃないのかなというふうに思いますので、是非ねんねトレーニングにも勉強会と、いろんなそういった勉強の機会を皆さんで

設けていただけたらなというふうに思います。以上です。終わります。

○議長（桑原）13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。大きく1点だけお願いいたします。

高齢者福祉について。1点目は、高齢者の貧困対策です。内閣府の令和元年度版高齢社会白書によると、高齢者世帯、65歳以上の者のみで構成するか又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯の平均所得は318万6,000円で、全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いたその他の世帯の5割弱となっています。生活保護受給者の推移を見ると、平成28年における被保護人員数の総数は前年から横ばいとなる中、65歳以上の生活保護受給者の割合は2.89パーセントであり、前年より高くなっています。さらに、全人口に占める生活保護受給者の割合より高くなっています。こうしたことを踏まえ、高齢者世帯で貧困と言われる状態に陥ることがないように取り組む必要があるが、町ではどのような対応策を考えておられますかと問うものでございます。2点目は、介護問題の対応でございます。高齢化が進み、介護は現代の日本社会が抱える大きな問題の一つです。要介護者本人だけではなく、家族にとっても介護におけるベストな選択をするために、介護問題や実際のトラブル事例などを掌握しておく必要があります。在宅介護をするのか施設に入居させるかなど、症状の重さなどを考慮して各家庭ごとに判断しなければなりません。なお、日本の高齢化率は平成6年に14パーセントを超えて高齢社会になってから現在では超高齢社会に突入しています。超高齢社会では、介護者も高齢となることから、老老介護、認認介護などの様々な問題が生じています。超高齢社会で起こる介護問題は今後多様化していくと予測されていますが、現在起こっている介護問題に対応されているか、どのようにされているか問うものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）崎本議員の質問に答弁いたします。

高齢者福祉についての質問でございますが、1点目の貧困対策については、職員による高齢者宅への訪問や民生委員をはじめとした地域の方々との連携により、経済的不安などを抱える方の把握に努めているところであり、支援を必要とされる方には家計管理能力を高めることで、経済的自立を継続していけるよう、くらしの安心・サポートセンターによる支援に取り組むとともに、就労意欲がある方については、シルバー人材センターや65歳以上の方を重点的に支援するハローワーク内の生涯現役支援窓口につなぐなど、必要な支援を行っております。2点目の介護問題の対応については、地域包括支

援センターが中心となり、関係部署や警察、かかりつけ医、介護事業所、地域の方々などと協力し、問題を抱えた高齢者の早期把握に努め、家庭の状況に応じた介護保険サービス等の支援を行っているところでございます。以上のことを踏まえ、引き続き、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、住み慣れた海田町で安心して暮らせるよう、高齢者を支える地域づくりに取り組んでまいります。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） この高齢者福祉については、皆さん大変苦勞されて今まで頑張ってきておられると思いますが、私が今日ここでなぜ質問したかというのは、私も高齢者で、だんだん高齢者になってきて、高齢者の方が、崎本さん、どうしたらいいですかいうて相談に来られてもね、なかなか的確に教えてあげられないから、私がどうしたらええかを社会福祉課にちょっと聞きに行ったら、やっぱりいろんな方法があると言われて、そういうことを考えてみますと、今、高齢化社会でね、貧困生活あるいは介護生活で非常に困っておられる人がいらっしゃいます。ほいで、いろいろ相談を受けますが、やっぱりシルバー人材センター行って働いても、家賃払うたり何したりして、なかなか年金生活ではできないと、どうしたらいいと言われて相談されても、じゃ、こうしなさいちゅうことは私は言えなかったんで、ここで質問させてもろうて、どういうふうにする方法があるかということのをちょっと聞きたいために質問いたしました。それで、1点目についてですが、貧困という、生活がなかなかできないという相談を受けた場合には、どういうふうな、私、専門的な方のように説明ができませんので、やっぱり海田町ではどういうふうにされているかちゅうことを勉強して、そういうことを一つでも助けになればと思って、ここで質問いたしました。どのような対策を取っておられて、どのような方法を取ったのが一番いいか、教えてもらいたいと思いますが、お願いします。

○議長（桑原） 長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本） 高齢者の方の貧困であるとか介護の問題につきましては、地域包括支援センターが相談窓口になっておりますので、地域包括支援センターのほうで対応してまいります。高齢者の方やその家族の方が生活上の様々な問題を気軽に相談できるように、今後、更に周知に努めてまいります。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） いや大変、皆さん苦勞されとるのは分かっておりますがね、一つには私たちがその貧困の人が相談に来られた場合に、一から十まで言うたら、こんな、私の考

えですが、この前あったように、個人情報ちゅうのが頭に引っ掛かって、なかなかその先は言えないんですよね、言うてくれないんですよ。そこらを、やっぱり最近は個人情報ちゅうのは特に重要視されて、警察に行っても個人情報じゃからいうて、なかなか本当のことを教えてくれんのよ。だから、そういうときに、ほんまの、あの人は貧困、大変な生活しておられるいうことを、やっぱり公にできないんよね。そこらを町としてはどういうふうな対応をされているか、対応したほうがいいか、ちょっと分かったら教えてもらいたいと思います。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）高齢者の貧困、特に御自分のことをなかなか地域でも言いたくなかったり、相談もしづらかったり、また、地域の方もそこにやっぱり踏み込みにくいところではよく民生委員さん等から伺うことでございます。そこをいかに言っていたきながら、しかもその方の個人情報をしっかりと守ってあげるということは、高齢者の方々の人権をしっかりと守ってあげないといけないということで大切なところでございます。その家庭の状況が非常にまちまちで、なおかつ、そこに入っていくというところは非常に我々の中でも地域包括支援センター職員が行っても言ってくれなかったりというところを、人間関係をしっかりと作っていきながら対応しているところです。また、地域の皆様方からの、やはりそういう気になるよという情報でも大丈夫なので、そういう情報で私どもは訪問することもしっかりとできますので、その辺りの個人情報をしっかりと守りながら、高齢者の人権をしっかりと守りながら対応していくというふうに心掛けて、日々努めているところでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）言われて頑張っておられるのは分かりますが、私が、私のあれでも民生委員さんに相談すりゃええ、あるいは地域包括、そういう係の人に相談すりゃあええと思うても、なかなか個人情報というものが頭に引っ掛かってね、私が知った人でも、非常に優しいんですよ、年寄り。挨拶もきちっとしてくれておられるし、これ、この人がこういうことを言うたら、やっぱりこの人かわいそうじゃいう頭がね、私は古いけんね、そういうことがすぐ引っ掛かる。だから、おばあちゃん、おばあちゃん言うんじゃが、現実には困っていることが非常に多いんよ。多いんじゃが、わしには力不足だけできんのじゃが、やっぱ、そういう人がおるんじゃから、今からそういう人のために、匿名でこうこうこうしてやってください、そういう方法とか、あるいは、やったら、誰それ

に頼まれたじゃなしにこっそり行って、匿名でお願いしたことを匿名でスムーズにできるような方法があったら、そのような方法で努力してもらいたと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）御家庭の様々な状況に対応しながら、地域包括支援センターが中心となって対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）1点目は、よろしくお願いします。2点目のね、介護問題でございますが、私も40ぐらいのときはまだ若い、若いいうて、今の、いろいろやってきたんじゃが、もう年取ったら、はあ、痴呆症にもなりかけとるかどうか知らんのじゃが、目も悪い、何もかにも悪うなってね、後ろで言いたい人がおるんじゃが、目も悪い、頭も悪い、何も悪うなってきよるんじゃけ、ほいじゃが、それが現実であって、わし、40代の頃、議員になり始めは、まだバリアフリーが進んでいなくて、バリアフリー専門で福祉のほうで長らくやっておったんじゃが、それから建設に回って、今のこの介護問題になってね、自分も年取ったらだんだんだんだんつまらんようになってくるんじゃが、世の中ではいろいろ頑張っておられる人もおる、ぼつんと一軒家やなんか見たら、年寄りでも九十何歳でも頑張っておられる。大変なことじゃ思うんじゃが、海田町ではまだまだ今の働く場所がないかどうか知らんのじゃが、体が弱って寝たきりになって、最後は見んようになったら、ああ、あの人は死んじゃったよというような、今、コロナの時代と一緒に、近所の人でも分からんのよ。それが現実なんじゃが、わしがこの前訪ねたところの人でも、ちょっと足が悪い、腰が悪い言うたら、ちょっと家で治療してみなさいいうて、ほいたら、だんだんだんだん外へ出るのが大儀になって寝たきりになるんよ。これが現実よ。それじゃったら、家族のもんはどうもならんけん、施設に入れて、ほいで見んようになったの思うたら、死んでおられるというのが現実なんよ。だから、そこらの、どういう言うんかね、包括も、周りの、今介護じゃけんできんのじゃが、やっぱり、うちは田舎いうても田舎じゃないんじゃが、3軒隣の人が死んどつても分からんのよ。こういう時代じゃから、もうちょっとこの介護の問題について、いろいろ苦勞しておられる人がおるんよ。わしのこと言うちゃいけんが、借家でもあるんじゃが、年寄りが多いけんね、やっぱり家族はいろいろ苦勞しとってんよ。ほいで、いろいろと何じゃかんじゃ、介護施設かの、あれが毎日来てんじゃが、やっぱり、年寄り見たら、何とかしてあげら

れないかと思うんじやが、海田町で介護、進んでおるとありますが、やっぱり重点的に
どういうふうな介護の仕方が一番良いかというようなお考えはあるでしょうか。そこを
問うてみます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それぞれの御家庭の状況に応じて、地域包括支援センターの介護
分野の専門家である主任ケアマネジャーであるとか、それから福祉制度の専門家による
社会福祉士、それから医療や保健分野の専門家である保健師や看護師、そのほか介護事
業所の方などと連携して個別に対応しております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）個別に対応しちやられると思うんじやが、私も毎日2キロか3キロ上の
畑へ行きますが、9時から10時頃になったら、そこら中の介護の施設の人が車で迎えに
来て、車椅子で年寄りが通所か、やっておられるがね。やっぱりその家庭、家庭はなか
なか苦しいと思うんよ。そやけん、相談があるんじやが、相談があってもどうもできんの
じやが、やっぱりそういうときには、海田町にとって積極的にどういう方法がええかち
ゆうことを広報や何じやかんじやで、もうちょっと知らせてもろうたら、わしらでも広
報見たら、ああいうふうな形がありますが、読んでみられましたかいうようなことでも
言えるんよ。そういう言える広報でも、住み良いように掲載してもらえたら、私、大
変助かると思うんじやが、その点についてどのように思われますか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）御指摘のとおり、分かりやすく説明しまして、より良く広報して
まいります。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）大変御苦労されておるとしますので、今後、お年寄りが増えるばっか
りですので、私もお年寄りになりますので、今後そのようなこと考えてよろしく頑張っ
てください。以上で終わります。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩します。再開は9時55分。

~~~~~○~~~~~

午前9時45分 休憩

午前9時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。３番、玉川議員。

○３番（玉川）３番議員、玉川真里です。本日は大きく３項目について質問いたします。

まず１点目として、海田町の福祉医療費公費負担制度についての御質問をいたします。海田町では以前より様々な福祉支援を進めておられ、精神障がい者医療や重度心身障がい者医療については無料にするなど、一定の福祉支援については評価をされておられるところでございます。しかしながら、ひとり親家庭等の医療については、広島市や府中町については入院・通院ともに無料なのに対して、海田町では１医療機関につき１日５００円の患者負担があり、ひとり親家庭で生活困窮者にとっては受診控えによる病状の悪化や生活苦による精神不調が生じており、どう生きていけばいいか分からないという声を聞いております。また、同様に乳幼児医療に関しても、熊野町では対象年齢制限があるものの、入院・通院ともに無料です。こちらも海田町では対象年齢は他市町と同程度でございますが、１医療機関につき１日５００円の患者負担がございます。コロナ感染症により生活困窮者が増えております昨今の状況において、第５次海田町の総合計画においても、暮らしやすさが実感できるまちと銘打っております中で、この二つの制度についても、広島で一番福祉制度が行き渡っている町として認識してもらうため、無料化にすることはできませんでしょうか。そうすることで真に暮らしやすさが実感できる海田町になると思います。この二つの制度の無料化について実施していただけるか、御答弁をお願いいたします。

次に、大きく２点目。大規模災害時で新庁舎が被災した際のＢＣＰに関して御質問いたします。先日の災害防止対策等調査特別委員会において、新庁舎が万が一被災した場合に関して、予測と対策を考えているのかというような質問をさせていただきましたが、具体的なＢＣＰについてはお聞きすることができませんでした。東日本大震災では多くの役場などが被災し、司令塔としての機能や情報発信機能が失われており、被害の拡大や復興の妨げが生じております。兵庫県で起きました阪神・淡路大震災や中越地震、東北を中心とした東日本大震災、熊本地震など、近年は大規模災害が多発しておりますので先駆的な研究はできていると思います。現在、建設中の新庁舎建設地域はもともと浸水害が多発している場所であると認識しておりますが、新庁舎の利用が始動した後に、想像の範囲を超えた未曾有の大規模災害が起きて被災した場合に、役場としての機能が維持できるためのＢＣＰはどのように考えておられるのか、その具体的な計画について

御答弁をお願いいたします。

大きく三つ目、教育現場におけるT I Cの導入についてでございます。現在、国立精神・神経医療研究センターを中心に、T I C、トラウマ・インフォームド・ケアと言いますが、その普及が課題となっております。これは、虐待のみならず、機能不全家族内での心の未発達、またいじめによる心の傷、また他国から移住している児童生徒が文化の差などから孤独感や習慣の理解困難などから生じる心の問題などを知り、それらの知識、T I Cの知識から相手の悩みの背景を想像しながら慎重に正しく情報を導き出し、それらに配慮したケアや指導をするというものです。このT I Cについては知らない専門家や教職員も多く、普及活動や持続的研究がなされているところでございます。海田町についても教職員に対してT I Cについての研修を行い、先行研究として取り入れてはどうでしょうか。現状としては先行的導入校が少ないため、先駆的な教育を行っている町として評価がなされるのではないかと考えますが、このT I Cの教育への導入について実施していただけるか、御答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）玉川議員の質問の3点目については教育委員会から、その他の部分について私から答弁いたします。

福祉医療費公費負担制度についての質問でございますが、初めに乳幼児医療につきましては、乳幼児等の健康保持や健やかな育成の観点から重要な施策と考えており、令和4年1月から通院の対象年齢を小学校3年生から6年生までに拡大する予定でございます。次に、ひとり親家庭等の支援につきましては、生活や学び、仕事などを総合的に支援するため、母子父子自立支援員を配置し、就業や養育費等についての各種相談に応じております。ひとり親家庭等の医療費助成については、助成対象を高校卒業までの児童生徒がいる世帯全体として、自立に向けた支援策としております。両制度ともに一部負担金を無料にすることは、更に継続的な財源の確保が必要となることから、持続可能な制度としていくためにも考えておりません。現在、進めている支援策全体が子育て家庭及びひとり親家庭のニーズに応え、本来、必要な支援となるよう、総合的かつ計画的に事業を進めてまいります。

続きまして、大規模災害時で新庁舎が被災した際のB C Pについての質問でございますが、現庁舎のB C Pにおきましては、業務継続の特に重要な6要素であります首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎

の特定、電気、水食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政サービスのバックアップ及び非常時優先業務の整理について定めているところでございます。実際に被災された自治体においては、職員の参集状況の把握や広報体制の在り方などが課題となったと伺っております。そのような点に加えて、新庁舎の地理的条件等を踏まえ、現庁舎のBCPを基に職員参集想定の更新等、必要な修正を反映したBCPを新庁舎の開庁までに策定してまいります。

それでは、3点目については教育委員会から答弁します。

失礼いたしました、新庁舎のBCPに関するところで、6点ほど重要な要素がありました。その中の、重要な行政データのバックアップですね、失礼いたしました。それを訂正させていただきます。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） 玉川議員の質問に答弁いたします。

トラウマ・インフォームド・ケアの教育への導入についての質問でございますが、各校におきましては、児童生徒の問題行動や課題の背景を踏まえた個別の指導・支援を行っております。今後はトラウマ・インフォームド・ケアに係る調査・研究を行ってまいります。

○議長（桑原） 玉川議員。

○3番（玉川） それでは、再質問のほうをさせていただきます。まず、1点目に御質問させていただきました福祉医療費公費負担制度についてでございますが、私のほうからお願いしていたのは、やっぱり貧困家庭がコロナ禍において多くなっている。特にひとり親世帯の貧困家庭におきましては、生死に関わるような状態の方もいらっしゃるんですね。そういった中で他市町の状況を聞かれた方々が、自分たちは取り残されているのではないかと、海田町にいるからこのような生きるか死ぬかというような状況になっているのではないのかというような切実なお声を聞いております。これ、一医療機関について500円というのは、皆様にとってはそんなに大きくないものと思われるかもしれませんが、家賃も払えない、食費も、食べたり食べられなかったりするひとり親家庭の方にとっては、例えば歯医者にも行かないといけない、内臓疾患がある方はその治療にも行かないといけない、また子どもさんがけがをされたらその子どもさんのけがにも対応しないといけない。1家族において、親御さん1人と子どもさん何名かいた場合には、相当な量の医療費になるというふうにお聞きしているんですね。そのような中で、この500

円というものが非常に負担になり、それによって生きていけないと思って、一家心中を考えられる方もいらっしゃるというふうに考えているんです。乳幼児医療にしてもそうですが、乳幼児医療についてはひとり親世帯よりかはまだ喫緊のものではないかもしれませんが、しかし、ひとり親世帯における貧困の家庭については、本当に生きるか死ぬかというところの切実な問題でございますから、例えば、所得制限をかけられるなり、そういう措置をした後にでも何とか無料化の方向で考えていただけることはできませんでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 本町におきましては、ひとり親家庭の自立に向けまして、医療費の助成だけではなく母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の状況に応じて相談を受けるなり、就労の案内等をしております。あと、お子さんに対しても子どもの学習支援等を紹介して、手厚く支援をしているところでございますので、今のところは一部負担金を無料化するという形ではなく、ひとり親家庭の自立に向けた施策を充実させることが大切だと考えております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○3番（玉川） その自立支援に関する相談に行った際に、どのような質問をされて、どのような対応をされてということは御存じかと思うんですが、ものすごく疲弊した中で多くのひとり親世帯で、特に貧困の方に関しては、もう生きていくのが精一杯というところまでなって、生死を考えている、死ぬことを考えている状態の方というのが、私も一緒に同伴してその相談員のところに行ってみたことがあるんですけど、ものすごい時間かけて事細かく聞かれるんですよ。そのよううつ状態で、生きるか死ぬか、そのような方々をその支援員に相談させて何とか自立させればいいというものではないんじゃないかと思うんですね。やっぱり、精神的に衰弱している方々のことを考えると、やはり金銭的な援助というものをしなければ、一人の命、又は家族、一家全員の命というものが危うい状況になるというのを本当に目の当たりにして、これはどうにかしないといけない問題だと思っているんですけども、相談施設でどのような対応がされていて、どれぐらいの時間がかかっているかというのはどのようにお考えなんですか。

○議長（桑原） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川） 貧困等の経済苦を抱えられておられるひとり親家庭の方、その方々がまず来られたときに母子父子自立支援員がまずはお話を伺います。その中で、議員、

今言っていただいたような精神的な御不安、それから住居の問題があったり、それからその生活がもう大変なんだというような問題がありましたら、まずは社会福祉課の福祉事務所のほうであるとか、くらしの安心・サポートセンター等につないでしっかりと住居確保等につないでいるところでございます。確かに時間がかかるというところは、やはりその家庭のどこに問題であるとか、課題を抱えていらっしゃるかのいうのをしっかりと、やはり寄り添いながらお伺いするというところで時間も要しているところではありますけれども、ここはやはり一番大事なところかというふうに思っていますので、まずはそこで伺いをする中で、お時間等もかかるので、事前にその辺りも御予約いただいたり、お時間のあるところで来ていただいて、しっかりと寄り添いながら対応しているというところでございますので、しっかり聞いた内容についてしっかりと必要に応じてサービスにつないでいるような状況でございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）この問題については、多分、皆さん、その相談のところに繋がれば何とか生きていくすべが見えて、何とかなるというふうにお思いかもしれませんが、そこに行く力もないぐらいの精神的にぼろぼろになっている方、また多くが、これはこれからのケアの、お話の聞き方にもよるんですけども、役場に行ってもたらい回しにされたりだとか、とにかくどこに行っても話をたらたらたら長い時間、いろんな言いたくないことだったり、恥ずかしいことだったり、そういうことも言わされて、逆に傷ついて帰られて、もう家から出たくないというふうな状態になられている方もいらっしゃるんですね。だから、その相談員につなげる以前の問題で、もう、おうちからも出れなくなってしまうような貧困世帯の方、精神的にもう疲労困ぱいの方がいらっしゃる中で、長く聞くのは仕方ないけどと言われましても、長く聞かれること自体で死のスイッチが入る、自殺念慮に至るというような、私はケースが出てくると推察しているところなんですね。だからこそ、このひとり親世帯の貧困世帯、もう貧困の世帯についてはどうか無料化というのを今後前向きに検討していただけないかと思うんですが、そこについてはどうしても検討していただくことは不可能なんではないでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）町長答弁にもございますように、ひとり親家庭への医療費の助成については、複合的なサービスの一つというふうに考えております。そこを無料化することになりますと、継続的に財源も必要になってまいりますので、ひとり親家庭

への経済苦のある方への支援については、児童扶養手当や養育費の確保、それから資格の取得、また子どもさんに対しては学習の支援であるとか就学援助等、様々なサービスをさせていただいておりますので、そのサービスの中で支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）金銭面でどうしても難しい、財政的に持続的に町政を維持していかないといけないのに難しいということであるのであれば、もっと丁寧に家庭訪問をされることだったり、又は、その、役場に大体まずは相談に行かれると思うんですね。そのときに包括支援センターって、役場から大分離れていますよね。包括支援センターというのは、堀川町の包括支援センターのことですよね。そこまでついていかれる方がいらっしゃったり、お話について、精神的に落ち込んでいる場合って、もう頭が回らない状態になっている方がほとんどだと思いますので、その辺、無料化に向けた検討していただいた上で、無理であれば代替策、何か考えていただくことは無理なんでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）貧困等、それから、また精神的な不安をお持ちの方々に対しましては、きめ細やかにその家庭の状況に応じて、今言っていた、必要があれば訪問であるとか、電話のほうの方が良かったらその対応であるとか、その方に応じてサービスは継続していきたい。それから、やっぱり必要に応じて医療のほうにもつながっていただかないといけませんので、精神的な部分であれば専門家のほうの治療等をお勧めしたり、その家庭に応じて対応をしていきたいというふうに思っています。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ありがとうございます。それでは、2点目について再質問させていただきます。大規模災害における業務の継続的な計画について、ここに今回お話しいただいたことはごく当たり前というんでしょうか、国が定めているガイドラインであったりとか、手引に載っている6大要素ですよね。これはやって当たり前のところでございますが、私が聞いているのは、新庁舎においてこの計画をこの段階から策定しておかなければならないのではないのかという質問をさせていただいたんですが、御答弁拝見しておりますと、現庁舎においてどうなっているというか、基本的な6要素をお話しをされたのみですよね、これはしていますということ、であったんですけれども、もう既に建設が始まっており、できるのもそんなに何十年も先の話ではなかったと思いますが、この時点

で、もう現庁舎のことはできてて当たり前ですよ。だからこそ、新庁舎のBCPがちゃんと策定できているのかについてお聞きしているんですけれども、ここについては全く手がついてないということですのでよろしいですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）新庁舎の、地理的な条件が変わることに関しての更新というのはまだできていない状況でございます。しかしながら、現庁舎における優先業務等の特定は既にしておるところでございますので、そこが大きく変わることはないと考えております。そちら以外の部分、地理的条件が変わることによって変わる部分の更新について、これから検討していこうというところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）平成28年の2月に出されている手引のほうでは、新庁舎においても、特に代替の庁舎を事前に特定することを重要であるということを強調されていますよね。多分、同じ資料を皆さんお持ちだと思うんですけれども。ということは、もう既にその代替地というものを選定しておくべきだという時期に来ているのではないのかと思うんですけれども、そちらについてはどちらで考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）BCPにつきましては、代替の庁舎につきましては織田幹雄スクエア、それから、海田東公民館、加藤会館、保健センターを候補として想定しております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）それらの地域というのは、耐震化にそれぞれ問題があったり、老朽化が問題になっている地域だというふうに認識しているんですけど、そのようなところを本当に代替地として考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）今、第一優先として想定しておりますのは織田幹雄スクエア、耐震性があります織田幹雄スクエアとしております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）じゃ、代替については織田幹雄スクエアで大体考えているということですね。じゃ、その行動計画なんかについては、ほぼ、今の庁舎のプランでできそうだというような見通しがあるということですのでよろしいでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）職員の参集予測が、今、しておるんですけれども、今の現庁舎が瀬野川の右岸側にありますが、それを、今度は左岸側になってまいりまして、大きく変わってこようかと思います。そうなりますと、今の行動計画から少し変わってくる面もあるのかなと考えておりますので、そういったところを今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）もう既に新庁舎が、建設が目前というまではいかないかもしれませんが、間もなくというところですよ。なのにもかかわらず、まだそこが策定できてないというところはちょっと問題だと思いますので、早急にしていだきたいと思うんですが、大体、いつ頃をめどに計画を策定されるようにお考えなんでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）申し訳ございません。いつ頃までと明確に申し上げられないんですが、職員への習熟、周知の期間も確保する必要があると思いますので、開庁までの適切な時期に策定してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）訓練項目についても決めるようになっているかと思うんですけれども、この訓練項目については、現庁舎と新庁舎については変わってくると思うんですね。これについては少しでも進んでいるんでしょうか。全く手がついてないような状態なんですよ、どちらでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）訓練項目につきまして、現在やっておりますのが、旧海田公民館での訓練になりますけれども、臨時の窓口を設置するネットワークの接続状況の確認から窓口を設置するところまでという訓練をやっております。ネットワークの状況は織田幹雄スクエアも旧海田公民館も変わっておりませんので、そちらのほうについての訓練想定というのはやっております。あと、東公民館におきますネットワークの接続訓練、その辺りについてはやっております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今のところ、できているのはネットワークのところについては何とか進んでいるところだけれども、それ以外についてはまだというところなんですね。いろいろ、やり方とかフォーマットとか全て載っていますよね。どの程度の進捗率なんでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）すいません、ちょっと進捗率が何パーセントということは明確にはお答えできないんですけども、まだ新庁舎に替わって検討していくべきことはあるかと思いますので、そちらにつきましては適切な時期に策定できるように検討してまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）おおむねでもよろしいです。10なのか、それとも50なのか、それとも80なのか、それぐらいの大まかでいいんですけども、10パーセント未満であるのか、半分ぐらいはできているのか、8割ぐらいはできているのか、それについてはどうでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）課長答弁、申し上げましたとおり、何パーセントというのは非常に難しいところではあるんですが、まだまだこれから進んでいかなければならないと、検討していかなければならないところは随分あるかと思います。全く個人的な感想でしかないんですが、まだまだそこは50パーセント以下だろうとは思っておりますので、その部分を補完できるように、今後、町全体のBCPとして策定をしてみたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ということは、10パーセント以上は確実にもう策定できているということでしょうか。今、50パーセント未満と言われましたよね。多分ごまかしているんでしょう。じゃないですか。だから、本当に進んでないんだったら進んでないということで、しっかり早急にやっていただかないといけないことですよね。なので、そこをちょっと追及させてもらっているんですね。やっぱり、皆さんの御意識がどのような程度なのか、私も、いつも聞いても、はっきりしたお答えができないので、そこで突っ込んで聞かせていただいているんです。10パーセント以上はもう確実にできているというようなことでいいですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）繰返しになりますが、何パーセントかというところを明確に、10パーセント以上50パーセント未満なのか、それはすいません、この場でははっきりと申し上げられないところでございますが、今後に向けて、BCPのほうをきっちりと開庁までに

整備をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）平成26年の3月の中央防災会議においても、南海トラフ地震というのが確実に来るということがあって、それについて100パーセント策定してくださいというようなお話が出ておりますよね。現庁舎については、もう100パーセント、BCPについては確実にできているということで間違いないでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）そういう認識でおります。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）他市町の調査によると、13パーセントぐらいしかBCPしっかりできているところはないというふうになっている中で、現庁舎に関してはBCPがしっかりとできているというのは、本当であれば、すごい素晴らしいことだと思いますので、新庁舎についても早急にまとめていただきまして、是非、本当に、やっぱり想定力というのと、やっぱり計画、そして実効性のある訓練、この三つがあってこそその実効性だと思いますので、そこはしっかりしていただけるように、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

続きまして、大きく3点目の教育現場におけるTIC、トラウマ・インフォームド・ケアに関して再質問させていただきます。これについては個々の、個別の支援、指導を行っておりますというところなんです、私がなぜこの海田町でこういうことをやったらいいというふうに申し上げているかと申しますと、やはり、たくさんの保護者の方から学校への不信感、教員への不信感というものがたくさん御相談として寄せられるからなんです。なので、海田町はたくさんね、教育については先進的な項目をしていらっしゃるんですよね。今回も前向きに調査研究を行うというふうな御回答でいらっしゃるんですけども、やはり、教員の質を上げていって、学校と保護者との信頼関係がしっかりしたものでないといい教育って行われませんよね。なので、まずはそのトラウマ・インフォームド・ケアについてしっかりやっていただきたいというところで、今回、お願いをしたところなんです、時期とかどのような体制でやっていくということについては何かお考えでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本）トラウマ・インフォームド・ケアについての時期とかい

う話をいただいたんですけど、現時点においてはそういったものを導入とか、そういったところは今考えてはおりません。ただ、普段ですね、子どもたちの行動についてはその背景を探る、過去に何があったかといったことにつきましては、既に平成26年度に文部科学省のほうから必ずそういった子どもの行動の背景にはトラウマがあるということが示されておりますので、そういった視点から、先生方は、児童生徒の指導に当たっているわけでございます。それで、先ほど不信感というようなお言葉もいただいたんですけど、確かに教員のところでは力量の差、そういったものはございますので、そういったところは教職員は日々研修と修養を行うこととなっておりますので、日々の研修の中でそういった力量のほうを高めていくようにしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今の教員の質に関して私は疑問を持っているので、このような質問を何度もさせていただいているんですけど、例えば、小競り合いをしている子どもたちがいました。これについてこれは遊びの一環であるから放っとけばいいというような教員もおられますし、中には掃除道具入れの中に閉じ込めて遊んでいる、これも遊びの一環である。何が問題なんですかというような教員もいる。そのような中で、やっぱりやられたほうの生徒及びその保護者については、非常に心が傷ついてしまうんですよ。実際にお話を聞いていると、実は録音されている方もいらっしゃったので、そのお話のやり取りを聞いていても、いや、それは遊びの一環なんでそういうこともありますけどというような回答をしておられる。それについて管理職は全然動いていらっしゃらない。そのような状況があるんですよ。だからこそ、例えば、この私が言ったT I Cについては、今現在は無料で勉強することができる仕組みになっております。先ほど言った、国立精神保健医療センターにおいては無料で勉強できるようになっているんですよ。そういうところに、例えば、養護教諭、1人でもいいですし、まずは取っかかり、そういうところから研修に行かせるなどをするという方法もあると思うんですけど。また、ほかの事例では、国庫補助金を使ってこのT I Cの研修を行っているようなところもございます。そのような感じで、お金がかからなくて、更に教員の質も上がるという中で、それをやらない理由というのはどういうことなのか、それについて御答弁をお願いします。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本）失礼いたします。ちょっと言葉のところであれだったん

ですけれど、やらない、導入しないというのは、こちらに特化した取組ということとはちょっと導入は難しいかと考えておるところでございます。ただ、日々のところの生徒指導に係る研修のほうは行っております。ふだん、教職員がやっております指導が、実はこういったトラウマ・インフォームド・ケア、そういった考え方にに基づく指導であるという認識をしている教員、確かに少ないと思いますので、そういった今欠けているところにつきましては、教職員研修のほうは進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）これ、無料で行われている研修だとして、例えば、その名乗りを上げられたら、先駆的な研究地域として指定されて教育を受けたりすることも可能な時期でございます。そんな中でお金をかけることなく、教員の質を上げることもできるというような状況でも、そういう研修を取り入れるということができない理由はなんですか。

○議長（桑原）学校教育課教育指導監。

○学校教育課教育指導監（松本）現在、学校のほうで行っている研究等につきましては、国や県の指定であるとか、そういったものを受けまして進めているところでございますので、今後も国や県の動向について、それを踏まえて研修のほうをしていきたいと考えておりますので、現時点で新たなものを導入していくというのは困難かなと考えているところでございます。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）導入するかしないかという判断というところでございますけども、先ほどもありましたように、学校教育現場というのは、先ほどもあった文部科学省の例えば資料を用いての研修であったり、それから、県の方針に基づいた資料活用において、先生方に事案等を下ろして実際に研修していくというところでございます。先行研究というところは、いろいろな分野、例えば、厚生労働省だったり、精神衛生の分野から医療的な立場からのアプローチを教育に取り込むということが先進的に行われているということは承知はしております。ただ、解釈を、教育の立場で専門的な、例えば省庁が行ったものについて資料をかみ砕いて、お金とかいうところもあるんですけど、やはり教職員の多忙化の中で効率よく研修するというのが一つはポイントとなってまいりますので、やはりお金がかからないから導入するということではなくて、教育の現場にいかに関に役に立つかということが明確な論点として、子どもたちも踏まえて先生方に落

とせるような状況を意図して、適宜導入していくことが適切だというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）私がここについてできるのになぜやらないのかと言っておりますのは、例えばいろんな方法がありまして、私も専門家の一人でございますので、実はこちらの西部地域ではなくって、東部地域ではございますが、養護教諭の研修会等ありますよね。御存じですよね、養護教諭の協会があって。そちらで、私、今回、T I Cを含めた子どもの心のケアについて教育する立場なんです。例えば、町のほうから、こういうところを重点的に勉強させてほしいので、そういうことを、例えば養護教諭の先生に提案してもらえませんかとか、次の担当校はどこですかとか、自分の担当校だったら、担当校が回ってくるんですよね。そういう担当校が回ってきたときには、じゃあ、こういうところをやっていただけませんかというような形で、教育委員会のほうからお話しかけることもできるんじゃないのかなというふうに思いまして、ここについて、しっかりと御検討いただきたいというふうに言っているんですけど。やる気があればいろんなやり方ってあると思うんですよ。1人が覚えてきて、それをみんなに教えるということもできますよね。お金の問題だけじゃないというのはよく分かっています。例えば、職員研修ってたくさんございますよね。1人が学んできて、それを職員研修でお話しするということが可能だろうし、スクールカウンセラー制度で公認心理士等配置されておりますよね、県のほうから。そういう方に少しお願いして、こういうことについて学んでおられたら研修をお願いしますということも、その時間内であれば可能であるというふうに、私はほかの他市町の公立中学校においても勤務した経験がございますので、そういうような御依頼を受けたこともあります。そういう形でやり方っていろいろあると思うんですけども、それについて御検討をいただき、前向きにやっていこうというようなお考えはあるのかなのか、御答弁をお願いします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）トラウマ・インフォームド・ケアという言葉は平成30年ぐらいから出てきたんですかね、こちらの認識が間違っていたら申し訳ないんですけども。トラウマという言葉に着目をして、子どもたちの背景を探るところの研修でいえば、本町において具体でいきますと、平成30年の7月豪雨のときに災害対応というところで、県の教育委員会の指定の中で、別の県、岩手県だったかなと思うんですけど、スクールカ

ウンセラーの派遣があって、町内に10日間ぐらい滞在をしていただいて現地調査と子どもたちの聴き取りを基にした教職員への研修の機会を設けていただいております。その中でトラウマの背景、自然災害ですのでフラッシュバックを催す子どもが出たりとか、避難所に何日もいることによって窮屈感を感じてしんどさを感じたりというふうな子どもたちの背景を基にして、それがトラウマにならないようなケアというふうなものの視点で研修を校内でやっているという実績がございます。あと、PTSDとか、ストレス、心的外傷性ストレスですかね、そういうものと併せて、いろいろな分野でこういうのは専門的な見地からアプローチをして、子どもたちの背景を探るというふうな研修は当然しております。その部分が継続としてされているかどうかというところの部分が課題なのかな、新しく当然教職員も変わりますし、当然、平成30年の内容について、全てが今周知されているかどうかというところでいくと、やはり入れ替わりの中で薄れている部分もあるかというふうに思いますので、当然、資料研修として、校内研修の中で資料活用、それから言われたように専門家が必要であれば講師として招いて、場を設けるということは可能でありますので、先ほども言いましたように調査研究という形で検討してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） 議員おっしゃる中身は我々はよく分かるんですが、教育というのは森羅万象教育になるんですよ、学習資源として。ところが、全て文部科学省がそのどこまでの範囲を物事としてやっていくというのは、そのときそのときの時代の潮流と子どもたちに求められる力をきちっと付けていくということで示されているわけなんです。それを当然先進的にやっていくというのはあります。それは指定を受けてやっています。つまり、教員にあれもこれも全てやってくれというのは、対価の意味でも時間的な意味でも非常に制約があるんです。よく分かるんです、良いことは。ですから、研修一つ取るにしても、良いから研修しようと、良いです、とても良いんですけど、それだけが判断材料じゃないんですよ。研修のやるかやらないかは。そういった意味で良い提案をいただいとるので、当然、視野において我々もその中身も、我々がまず勉強して研修して、それをどのような形でやるか、いろんなやり方があるでしょうし、どういう対象でやるかというのものもあるでしょうから、そこはしっかり調査研究してまいります。それと、加えて、先ほど議員のほうから、小競り合いや、何か、道具入れの中に閉じ込めたというのがありましたけど、私、そういうのを聞くのが一番問題だと思っていまして、事を偏

って、いわゆる、わい小化したり、正しく調査しなかったりというのは、教育委員会の責任においてそこはきちんと調査します。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）そもそもこのトラウマ・インフォームド・ケアについて、御存じというふうに言われたんですけど、教育次長が言われたようなトラウマ、PTSDのことを言っているわけではなくって、そもそも理解が間違っておりますので、家庭背景で、例えば家族の中が機能不全であったりだとか、いじめがあったり、本当はこの子は発達障がいなんだけど、それが全然理解されないがために叱責され続けて、それが心の傷となって残っている子を取る行動、例えば、それは先生に殴られた、例えば、先ほど何かわい曲してというひどい言葉を教育長がおっしゃられたんですけれども、実際、私も録音された生の声を聞いてお話をしておりますので、大変失礼な言葉じゃないかなというふうに思うんですけど、そもそもそこについて分かっていच्छらないところだと思うので、しっかりこの調査研究をされるということだったので、やる方法もお金もかからずできると思いますので、そこについてはしっかりお勉強していただいて、是非海田町の中の教員の質の向上について、しっかり研究、検討、どういうふうにすれば保護者と生徒が安心して学校に通って学ぶべき学びができるのか考えてほしいということで、このTICについて提案しているのですが、そこについてはしっかり考えていただけますか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）先に誤解があったかもしれませんが、わい曲というのは、教員がわい曲と言ってなくて、わい小化、いわゆる、事を危機感を持って捉えずに、自分たちの都合でこまいことにしてませんか、と、教員の立場でそれはいけない、ということを私申し上げたので、そういうふうにとられてなかったなら訂正させてください。教員のほうがそういうことでは困るという部分も含めて、そこらのほうも含めて、きちっと研修させます。ただ、トラウマ・インフォームド・ケアにつきましてはもうちょっと調査研究させてください。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）勉強が足りないということで言葉が足りなかったかなというふうに思っております。災害の場面において災害を原因としてトラウマをという話で、今先ほどさせていただきましても、虐待であるとか、それから、いじめ、家庭、先ほど言いました外国籍の子どもたちが家庭の状況と生活とで、

○議長（桑原） ちょっと静かにしてください。はい、どうぞ。

○教育次長（森山） 外国籍の子どもたちが家庭の状況で困っている等も含めて、トラウマとなるということについては理解をしております。その部分も含めて、研修の機会を、情報提供としても教職員のほうへはしていきたいというふうに考えておりますので、検討させていただけたらと思います。

○議長（桑原） 言葉の誤解はあると思いますけども、前向きに捉えてください。玉川議員。

○3番（玉川） ありがとうございます。しっかり勉強していただき、先ほどの教育長の訂正、よく理解いたしました。しっかり、教職員の質の向上について、今後も御検討いただき、このT I Cについても導入を御検討いただけるということで、御答弁いただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（桑原） 答弁中は私語は謹んでください。8番、大江議員。

○8番（大江） 8番、大江です。1点について質問させていただきます。

コミュニティバスの運行、路線等の見直しについて。平成17年にコミュニティバスの運行が始まり、非カバー地域へ運行が始まったのが昨年12月。15年近くかかりやっと実現の運びとなりました。これで身近から町内バスを利用することができると、国信の方たちは喜んでいました。乗り継ぎするには乗務員から乗換券を受け取れば1回に限り無料だと聞きました。ところが、利用し始めると、循環北ルート9人乗り右回りで海田東公民館へ着く時間が8時25分、12時25分、14時25分、16時25分。ここで三迫方面へ乗換えをしようと思うと、循環南ルート28人乗りで海田東公民館発は8時40分、11時40分、13時40分、16時40分です。乗換え可能なのは15分待ちで8時台と16時台の2便だけです。また、循環南ルートの28人乗りの右回り海田東公民館着8時40分、11時40分、13時40分、16時40分で、海田東公民館から北ルートの9人乗り左回りは9時15分、10時15分、13時15分、17時15分、18時15分発となり、乗り継ぎできるのは35分待ちの9時台と17時台です。ところが、南ルート28人の左回りだと海田東公民館着が8時1分、10時1分、13時1分、16時1分、18時1分で、北ルート左回り発は9時15分、10時15分、13時15分、17時15分、18時15分と、乗換え可能なのは14分待ちの3便となります。これだけ乗り継ぎの時間帯が限られると、利用者の住民にとってはとても不便です。運行開始からすぐこの運行路線に不便さを感じ、もとのほうが利用しやすかったとの声を聞いています。また、バス停の名前で、新町のバス停が海田市駅北口のバス停と思わず、その先にあるものと思っていたら、通り過ぎ、駅南口まで行ってしまった。駅北口なので誰が乗っても

分かるように、海田市駅北口と分かるような名前を付けたらどうかという声も聞いています。また、家族がいて車を持っている方はいいのですが、交通手段のない方にとって、土曜日、日曜日の運行は開始してほしいとの要望も出ています。確かコミュニティバスの2便体制についての運行状況を1年間試行期間とし、その後、再検討すると聞いていましたが、ちょうど1年経ちました。そこで質問します。①現在の乗り継ぎ可能な回数をもっと増やす工夫が要と思いますが、時刻表の見直しをする考えはありませんか。②誰にも分かりやすい海田市駅北口に当たる新町のバス停名の変更を考えてはどうでしょうか。③経費がかかるかも分かりませんが、町のイベントなどが土曜日、日曜日に行われることが多い中、土曜日、日曜日の運行は必要だと思うのですが、再開の検討をする考えはありませんか。④2便体制での1年経過の状況を公共交通会議に諮られると思いますが、その前に住民アンケートを取る考えはありませんか。⑤案ですが、循環北ルートの右回り、左回りに曙町から郵便局、福祉センター回りを組み入れることが時間的に可能ではないでしょうか。高齢の方が福祉センターを利用することが多いだけに、このルートにも必要だと思うのですが、いかがお考えでしょうか。以上5点、答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問に答弁いたします。

コミュニティバス運行、路線等の見直しについての質問でございますが、1点目については、現在の時刻表は利用者に分かりやすいように、海田市駅を北ルートと南ルートで30分ごとに交互に出発するようにしたものでございます。そのため、乗り継ぎという面では不便を生じている状況ではございますが、海田市駅の出発時間の変更は考えておりません。2点目については、路線バスの運行ルートに海田市駅北口というバス停があるため、バス停の名称変更は考えておりません。3点目については、以前と同様に、毎日運行した場合、本町の負担が大幅に上昇するため、利用者の比較的少ない土曜日、日曜日を運休することとしたものでございますので、土日運行の再開については現時点では考えておりません。4点目については、新庁舎移転に併せてのルート見直しを行う前に、アンケート調査を実施する予定でございます。5点目については、福祉センターを利用される高齢者の方がいらっしゃると思われませんが、海田市駅を1時間ごとに出発すること、乗務員の休憩時間の確保という面から、1便当たりの運行時間には限度があり、御提案のルート変更は困難だと考えております。いずれにしても新庁舎移転に併せて、

循環バスの運行ルートを見直す必要があると考えておりますので、いただいた御意見につきましては、公共交通会議の中で議論してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）そもそもこのコミュニティバスの目的というのは、最初に作られた目的は、交通弱者対応、それから公共施設への利用を促すということが目的でコミュニティバスの運行が始まったと思いますが、これらから少し、今現状外れているのではないかと思われますが、その点どう思われますか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）議員がおっしゃられますように、コミュニティバスの開始の目的は、交通弱者、また町の施設の利用の促進ということでございました。ただし、この度のルート変更に合わせて、利用者の利便性の向上、町民の利便性の向上という面も目的の大きなものとして捉えることとさせていただきました。そして、アンケート結果等を基に買物や医療機関へのアクセスの向上という面、そういったことを合わせて、2ルートの運行に変更したものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）この度変更、今おっしゃったように利便性の向上とおっしゃっていましたが、かえって利便性が向上されたのは、多分28人乗りのところは何便もあそこは行き交いがあります。北ルートもあその前を通ります。ですから、そちらのほうはかなり便数が増えたんですけども、北回りは2便で、本当に半分、町を分断したようなコミュニティバスの運行状況になっております。先ほど、5番目に質問した福祉センターのほうを曙町から回られたらどうでしょうかっていった提案は、このコミュニティバスの時間ですね、循環南ルートは48分です。それから循環北ルートは42分ですかね、かかっているのはそのくらいです。そうすると、循環南ルートと北ルートの時間差があります。その時間差を計算した場合、曙から郵便局前を通して福祉センターに行く時間というのは十分取れると計算しました。それで、このルートを入れたら、少しでも高齢者の方が福祉センターを利用する、その弱者の対応にもなるのではないかと提案したんですけども、もう一度その点を答弁お願いいたします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）御提案いただきました北ルートの福祉センターを通るという案でございますが、町長答弁にもありましたように、乗務員の休憩時間の確保という面があ

りますし、そもそもの目的の一つとしまして、海田市駅への速達性の確保というのもあります。それで1時間ごとに出発させるという面から考えますと、1便当たりの時間にはやはりちょっと上限、限りがありますので、困難であると考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）以前の28人乗りが1台で回っていたときも、時間が確か45分から8分の間でした。ですから、今これ見ましても、今無理ですと言われますが、運転手さんの休憩時間を加味しても北ルート、曙から福祉センター回るのに二、三分しかかかりません。それを組み入れただけでも、この循環南ルートと同じように休憩時間の確保は十分できると考えていますが。先ほど休憩時間が取れないということですが、十分取れると思いますが、もう一度答弁お願いします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）時間帯によっては渋滞等発生いたしますので、その辺り十分に余裕を見て、時刻表を組まないといけません。なので、ちょっと今の御提案については時間の確保という面で困難であると考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）それでしたら、循環南ルートと北ルートの整合性ないじゃないですか。南ルートは48分で、こちらは42分ですかね。それだけの時間差の中で回れるわけですから、渋滞するのはどちらも同じだと思うんです。もう一度答弁お願いします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この度の2ルート制の採用に当たりましては、先ほど課長申し上げましたことに加えて便数を増やすということもいたしておりますので、そういった面のしわ寄せで運転手の労働時間の確保というのが非常に困難な状況でございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）先ほどから何度も言っていますが、確保と言いますが、ここに休憩時間の、十分北ルートで42分で回っているわけですから、こちらは48分ですよ。だから、北ルートを福祉のほうに回しても十分、南ルートと同じような時間帯、休憩時間は取れるんじゃないですかとお尋ねしているんですよ。取れない、取れないじゃなくって、時間のバランスがちょっと違うじゃないですか。もう一度答弁お願いします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）その一部を見たらそうなんですけど、全体として交通の事情も当然違

います。当然、南ルート、北ルートで走る走行距離も違うわけですから、そういった交通状況も踏まえ、計算してこのルートを設定したわけでございます。そこは、それがあ
るから単純に延ばせるというものではございませんので、このルートで運行の決定をし
たものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）かえって、北ルートのほうが空いているのではないですか。スムーズに多
分この42分の時間内ですいすい行くと思うんですよね。かえって循環南ルートのほうが
交通渋滞を起こしやすい傾向にあるんじゃないかと思うんです、路線から見て。それ
では今のは回答にはならないと思うんですよ。渋滞も考えてとおっしゃるなら、北ルー
トが42分で、これ、どう考えてもこの路線ではそこまでの渋滞はありません。やはり交
通弱者、福祉センターというのは高齢者の方が利用するところが多いんです。そこに行
く手だてがないということです。8時台と4時台の2便しかないんですよ、乗り継ぎに。
そこはやはり、本当に交通弱者のことも考えての路線なのか、先ほど利便性の向上、買
物とかおっしゃっていましたが、今では町内分断しているような形です。南循
環ルートの方でも、やはり、ふるさと館、あちらのほう、役場のほうに行きたいという
方も乗り継ぎしようにもない。まして、今、高齢化になっています。国信でも75歳以上
がほとんどです。その中で足が弱まって僅か100メートルでも歩くのが大変な方もいら
っしゃいます。いきいきポイントで高齢者に活動を促して、いろんなところでボランテ
ィア、活動に入りましょうと言いながら、この交通のコミュニティバスの運行状況は、
それに活動できるような援助してないじゃないですか。矛盾していませんか。いきいき
ポイントを活用して、皆さんポイントためましょう、それにはしょっちゅう出ていかな
きゃならないんです。その活動範囲ってどこにあるんです。海田公民館、東公民館、
織田幹雄スクエア、それらへ全町民が行けるような路線を組むのが本当じゃないですか。
今、片方ですよ。正直言ってやっていること矛盾しているんですよ。いきいきポイント
で活動できるのは元気な人ですよ。今まだ足腰弱まっている人でも外へ出ればだんだん
丈夫になるわけですよ。それを促進するためには、やはり交通網をきちっとやって、ち
ょっと出て買物行きましょう、ちょっと公民館行ってみましょう、福祉センター行っ
てみましょう、そういう気持ちを促すためにもこの交通弱者のバス路線というのは、再度、
やっぱり考えていかなきゃならないと思うんですが、どのようにお考えですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）各バス停でどれだけの乗降客数があるのか、高齢化が進んだことによってますます循環バスを望んでおられる方がどれだけいるのか、そういったことも当然に把握していかなければならないんだろうと思います。全ての条件を満たすというのはこのバスで解決できるものではないと考えておりまして、また公共交通会議等で話をさせていただきながら、ルート設定でありますとかバス停の位置、また議員が町民の方から伺われております、もとの1便のほうに戻すとか、そういったことも含めて、これからの海田町の交通体系について議論をしなければならないと考えておりますので、また、公共交通会議のほうで話をさせていただきながら、議員の提案も含めて、議論を深めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）もとの1便のほうが良かったというのは、全部を回っていたから、そちらのほうが便利が良かったということです。今、2便で確かに非カバー地域は助かっています。その尽力には本当に感謝しております。しかしながら、その後の動きは全くつかないんです。今、住民の動きと言いましたが、東海田まで行くと、要は北回りだと、右回り、海田東公民館で公民館活動される方がそこに乗って帰りに乗るというときに満員ということが多いということを聞いています。その辺り、あとは、がらがらの状態もあります。しかしながら、やはりこの高齢者弱者のことを考えると、経費がどうかというよりも、そこをもう少し力を入れてやることで、もっと活動できるんじゃないかと思うんですよ。もう初めにできたときから、もう皆さんがぶりぶり文句を言っていました。便利が悪くなった。でも、町民の方には1年間試行ですから我慢してくださいと伝えて、待ってもらいました。前回も前田議員がやはりこの件について質問されました。やはり、非カバー地域にとって、やはりその路線というのはとても大事なんです。やっとできました。でも、これ、便利悪くなったよね、感謝もありますが、便利も悪くなった。やっぱり、その矛盾というのを、どうしたら良いか考えるのが行政の仕事ではないでしょうか。まして、土曜、日曜の運行もなくなりました。はっきり言って。選挙にしてもそうです。投票率上げようと思ったら、海田町最低でしたよね。投票率上げようと思ったら、土日も運行したりすることで投票率も上がります。それから、町のイベント、いろんなものが土日にあります。孫の応援に行きたい、でも、足がない。ひとり老人の方は土日、子どもはいませんから動けません。子どもや孫のいる方は車に乗せてもらって出かけることもできますが、今、ひとり老人の多いところではできません。土日どこかちょっと

行きたいな、デパートに行きたいな、出かけたいな。土日運休で動きもつきません。やはり、そういう弱者のことを考えると、もうちょっと町民の本当のことを考えて、路線の見直し、土日の運行を考えるべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）決して、弱者の切捨てをして運行をしとるわけではございません。弱者の方も含め、町民全体の利便性の向上というのが我々の意図でございます。そこは十分に町民さんの意見を聞きながら、アンケートも実施して、皆さんの要望をできるだけ取り入れられるような形で、また公共交通会議で検討をしまいたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）公共交通会議、先ほどおっしゃってました。庁舎ができれば。だから、今福祉センターのほうを回ると、そのまま、今度は庁舎ができてその路線がそのまま生きてくると思うんですよね。だから、その庁舎ができたらということ、令和5年ですね、令和5年まで今の状態でもう少し我慢せえということでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）庁舎までにルートを変更するとか、庁舎のできたところでルートを変更するとか、これまでも御答弁させていただいてはないとは思いますが、一つのきっかけとして庁舎移転を契機としてルートを本格的に見直しをかけることだろうと考えておりますので、それに向けて、公共交通会議での議論をしまいたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）そうすると、今言いました日曜、土日の運行、それから、今の乗換えの件については、そのときにそれらを含めて、交通公共会議で検討するということでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）やはり、一部の方の意見で全体を変えるというのが非常に難しいことだろうと思いますので、やはり、利用者の方、そして広く町民の方の意見を聞いた上で、公共交通会議に諮ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）分かりました。それと、このバス停の件ですが、海田に住んでいて、新町

ってどことか、やはり、海田町に住んでいて、町内の把握ができてない住民さんもかなりいるんです。それで、やはりこの新町、北口というバス停があるためってありますが、その新町に何か分かるように、駅の北口ですよということが分かるように、例えば駅何とか新町とか、そういうふうな名前を付けないと、長年住んだ海田町住民さんがこのような現状がしょっぱなにあったようなんです。聞きますと、やはり自分たちが長く住んでいても、ほかの町をそれどこ、どんなところという声をよく聞きます。ですから、自分たちは新町はどこというのが分かっている、分からない町民もいるわけです。だから、新駅の次に公共交通で提案するときに、この新町だけでは分かりにくいということも、皆さんでちょっと名前を分かりやすいように考えてもらえないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）当然にバスを利用される方は自分の降りられるバス停を把握して乗られるものと考えております。そのほかにも町名を付けてバス停を設けたところも数多くあります。今回のケースにつきましては、路線バスと同じ名称となるということで、また違う町名が付いているバス停とはちょっと意味合いが違ってくるんだろうと思います。これはこちらとしては重複することを考えれば、今のバス停名でまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）やはり、バスに乗るということは、今から海田町を宣伝していく上に誰が乗っても分かりやすいということを考えたら、やはりそこは考えるべきじゃないですか。西国街道にしてもよそから来られる方もかなりいます。ですから、そこに同じ名前を付けるのが難しければ、ここは駅の北口のところなんだよ、駅の降り口なんだよということが分かるような、新町、確かにほかのところもいろんな曙、国信、その地名が付いていますが、ここは一番出発点の駅です。ですから、やっぱり南口と北口ってあるわけですから、何らか分かるようなことを公共交通のときに、会議のときにここを諮ってもらえればと思うんです。変えられませんかじゃなくて、やはりどなたが来ても北口の降り口だなというのが分かる、それを考えてくださいと言っているんですけども、どうでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）逆に海田町における新町というまちをPRする意味でも、適切な名称

だと考えておりますので、特にバス停名を変更することは考えておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）だから、新町を削りなさいと言っているわけじゃないんですよ。例えば新町北口とか、何らかの形で名前を残して、足して分かりやすいようにしたらどうですかと提案しているんですけど、いかがですか。

○議長（桑原）恐れ入ります、発言中なんで静粛にお願いします。総務部長。

○総務部長（丹羽）町といたしましては、適切な名称を冠してバス停を設置しておるものと考えておりますので、変更することは考えておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）先ほど言った土日の運行、それから、乗換え、維持のこと、多分、庁舎のときの方で公共交通会議を開かれると思うんですが、もっと早く開いて、やはりアンケート調査を取ったりして、やっぱり本当に町民にとってどうなのかを考えていただきたいんです。まして、今、海田町どんどんどん高齡化にあります。私たち世代がもう20年後はほんまに年を取って、皆さん、どんどんどん亡くなっている状態なんです。その中で、やはり、この路線を変えるというのはなかなか、ほいそれ、ほいそれって、1年ごとに交代、路線変更することができるわけではないですから、やはり、先を見通して、みんなが本当に使いやすい公共交通機関にしてほしいんです。若い人は幾らでもここ芸陽バス通っていますよね。それ利用することもできます。運賃が170円です。20円高いですけども、やはり高齡弱者に向かってどのように対応していいか、いきいきポイントを使って、皆さんにもっといきいきと外へ出てもらうためには、この路線の問題は大事だと思いますので、以後、本当に町民のことを思って検討してください。以上、終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時25分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。10番、宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。コロナウイルスのワクチン接種について質問いたしま

す。コロナワクチンの接種状況につきましては、昨日の行政報告の中で報告がございましたけれども、改めて、現在どのようになっているのかお聞きするものです。また、未接種の人に対する対応は今までどのように行われてきたのか、これについてもお聞きいたします。併せて、これから3回目の接種が行われてまいります、その3回目の接種の町の方向性、どのように行っていくのかをお聞きいたします。

次に、庁舎の移転問題についてでございます。新庁舎予定地で土壌汚染が見つかり町費を投入しなければならなかったことに対し、今まで何度か質問してきたところですが、答弁に納得できていません。今年、避難所で起こった賞味期限切れの水を配布した件については、責任問題として懲罰委員会を含めて検討しているとの説明がありましたが、大事な町民が支払った税金を7,000万円も支払うことになったことは、事務の執行や契約の時期の判断に全く問題がなかったと考えるのでしょうか。しっかりと御答弁ください。

次に、海田町ハザードマップについて質問いたします。町では、津波、洪水、土砂災害、高潮浸水、内水による浸水に関するマップを作成されております。その中で、洪水ハザードマップにおいては、洪水については瀬野川のハザードマップしか策定されておられません。しかし、海田町には瀬野川以外にその支流として三迫川、唐谷川などがございます。平成30年の大雨による岡山での水害、昨年の熊本の水害では本流の増水が原因で、支流から本流へ流れ込むことができないバックウォーターによる支流での洪水が引き金となって大きな災害を引き起しております。海田町でも同じようなことが起こり得ることが十分に考えられます。それに対応するハザードマップを作成する必要があるが、その点についてどのように執行部はお考えでしょうか。次に、現在、作成しているハザードマップは、地震と大雨に対して起こり得る災害の種別ごとに作成しておられますが、大雨による災害は複合的に起こり得ることが十分考えられます。避難する際に複合的に起こる災害を避けながら行動する必要がある、避難所の位置を示した複合的なハザードマップを作る必要がありますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。

コロナウイルスワクチン接種についての質問でございますが、11月26日時点で2回目の接種を終えた65歳以上の高齢者は6,757人、接種率93.6パーセント、12歳以上の対象者全体では2万2,479人、接種率83.8パーセントとなりました。また、未接種の人への

対応については、町内医療機関での接種の調整や他市町での接種を紹介するなど、個別で対応しているところです。3回目の接種については11月24日から医療従事者の方へ順次接種券を送付し、12月から接種を開始することとしております。また、高齢者やそれ以外の方につきましても、国の方針にのっとり、適切に接種を進めてまいります。

続きまして、庁舎移転関連についての質問でございますが、元広島県海田庁舎の取得につきましては、広島県と事前調整を重ねた上で、広島市東部地区連続立体交差事業の事業認可を受けて進めたもので、財産購入契約の時期は適切だったと認識しております。事務の執行につきましては、土壌汚染対策法上の手続きが必要なことが判明したことから、県と適宜協議を行い、不測の事態を想定しての覚書の締結を行うなど対応してまいりましたが、これまで議員の皆様から様々な御意見等をいただいております。今後の事務執行に生かしてまいります。

続きまして、ハザードマップについての質問でございますが、1点目の瀬野川支流のハザードマップの作成につきましては、県が既に中小河川における洪水浸水想定区域図を策定し、特に危険性が高く影響が大きい支流の公表を行っております。本町においては、三迫川と尾崎川が対象となっており、先般作成した瀬野川洪水ハザードマップで危険情報をお伝えしているところでございますが、その他の支流等についても危険をお知らせする取組として、平成30年7月豪雨の際に、危険であった橋桁などを監視するカメラを設置し、住民の方にいち早く危険情報を知らせるシステムを構築するなどの対策のほか、出前講座の防災講話の中で危険箇所などについて周知を行っているところです。これまでのデータや今後の災害シミュレーション、分析結果などにより、住民の適切な避難につながるよう、ハザードマップを更新し、周知を行うなど更なる充実・強化に取り組んでまいります。2点目については、現在、土砂災害警戒区域に対して校区ごとに作成しているハザードマップでは、土砂災害特別警戒区域や浸水害地域、避難場所や水位の目安を表示するとともにワークショップを行い、過去の土砂流出箇所や浸水箇所などの危険箇所、避難経路など、参加者から上げられた意見をまとめ、複合災害に対応したハザードマップを作成し、校区の全戸に配布しております。このことから新たにハザードマップを作成して周知することは考えておりませんが、住民の防災・減災意識の向上につながる取組については、出前講座や防災訓練などを通じて、危険箇所や避難の在り方、防災情報の収集など、丁寧な説明を行ってまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）まず、ハザードマップの件について質問させていただきます。ここで、町長の答弁の中に支流の公表を行っておりますと、支流は行っても、当然、洪水が起こり得る想定でこの支流は起こりますというのは、これは別に発表せんでも住民のほうから見れば当然分かることです。そうではなくて、それがまず氾濫したらどうなるかの想定はしているのか、する必要があるのではないんですかとお聞きしとるんですが、それについて全く答弁されていませんが、それについていかがでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）現在のところ、いろいろシミュレーションはしております。マップのほうも含めてそうなんです、支流の危険性というふうなものも十分認識した上で、町長の答弁というふうな形にさせていただいております。御理解いただきたいのは、現段階でこれまでのデータの中で、シミュレーションの中で、住民の方に適切な避難につながるようなハザードマップを作らないというものではございません。その都度、危険な情報であるのは周知させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）いや、シミュレーションしてもそのシミュレーションの結果を発表しないと何の意味もないじゃないですか。まずはそれを発表した上で、当然に、そういう危険が迫ったときにはまた当然周知すべきであって、シミュレーションしてるからいいじゃないかというのは別問題じゃないんですか。きちんとそういうものが、こういうものができています。皆さんどうですか、それこそよくおっしゃられている自助、そういう意味から、観点から考えれば、当然、それは公表すべき案件じゃないんですか。実際に、僕ははっきり記憶していませんが、報道によると、岡山か熊本かどちらか覚えていませんが、これ、どちらでもバックウォーターによる洪水ですよ。それ間違いないですよ。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）バックウォーターに関するそういうふうなデータもシミュレーションして、逆にそれをお伝えしているというような感じで、町長答弁の中で申し上げました。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）いや、今聞いたのは、何の質問かちゃんと聞きましたか。岡山と熊本で起こった案件は、バックウォーターによる災害ですよとお聞きしたんですよ。それにちゃんと答弁してください。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）バックウォーターによる災害だと認識しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）だけど、お知らせしてるのと公開している、だから、海田でもそれは当然起こり得る問題。それに対してお知らせしているというのと公開しているというのは全然言葉が違いますよ。お知らせしているのは一方的にしゃべっただけ。一方的に伝えただけ。公開しているのはいつでも誰でも見れる。いつでも自分で認識できる。これが公開ですよ。公開しているんですか。伝えているだけなんですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）まず整理をさせていただきたいと思います。バックウォーターに関することが、今年度、県のほうから公表されております。これは今まで63河川ありました河川に加え、436、海田町におきましては三迫川、そして尾崎川のほうはこの中に入っております。分析というよりか、重ね合わせた結果、現在、洪水ハザードマップで皆様方にお知らせ、公開しているというような認識でございます。この他のほうにつきましても、いろいろ今後出てくる可能性もございますので、その都度、公表させて、公開、お知らせのほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）僕の認識が間違ってたら申し訳ないです。公開というのは各家庭にハザードマップを配られたというふうな認識でよろしいんですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）そのとおりでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）バックウォーターに関するハザードマップですね。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）洪水ハザードマップというふうな形で公開させていただきました。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）洪水ハザードマップの中にそれもきちんと含んだ状態で公開している、その説明はされていますか。私が見た範囲ではそれは明らかに瀬野川の洪水マップにしは見えないんですが。それから、これはニュースでやっていたことですが、どちらの、熊本か岡山かどちらかはっきり記憶してないんですけれども、わざわざそのために洪水

ハザード、そちらが原因になるから、わざわざそのために作って今年の夏頃だったかな、梅雨時期だったと思いますが、発表された。これ、全国で初めて。それだからこそ、海田町もそういうものをきちんとしたものを作って、住民に分かるようにされたらどうかということで進言申し上げたんですが、それが確実できてるなら、これ以上もう申し上げませんが、本当にそれ大丈夫なんですね。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）その支流に関することにつきましても、詳しくホームページ、あと、お知らせのほうで全部補完しているという旨も付け加えて、皆様に周知していきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）えっ、先ほど、公開していますと言ったんですよ。今度は周知していきます。僕は公開と周知は違うんじゃないんですかと、さっき聞いたばかりですよ。どちらが本当なんですか。きちんとした答えをみんなに分かるように、答弁が、総務部長、きちんと答弁が変わらないようにきちんとした答弁してください。どちらが正しいんですか。きちんとした答弁をお願いします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）確かに公表をしているのは確かでございますが、それを防災教育として出向いていったときに、詳しい説明をバックウォーターの説明までしているかと言われるれば、その部分についてはこちらのほうから住民の皆さんに詳しい説明をして、足りない部分だろうと感じておりますので、その部分は今後、町民の皆さんにも御理解いただけるような形で御説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）これ、言うてもあれですが、こういう災害時に皆様、とにかく命等、十分守れる体制を取っていただくためにも、きちんとした形でやっていただきたい。併せて、ハザードマップのところ、2点目で聞いたのは、要は、町が作られているハザードマップそのもので、自分から、自分が避難所に行こうとしたときにどうやって行けばいいか、どこが冠水しているか、それから、どこが洪水の可能性があるんか、それを避けていこうというのがすごく分かりにくい。それで、今回、提案させてもらったもう1点目がその問題です。ある海田中学校の周り、近くの方なんです、その方がある避難所に行こうとした、自分とこに近い、海田中学校の近くじゃないんですが、行こうとしたら、道路が冠水で行けなかった。これはこっちには行けない。だから、中学校に行こう

としても道路どこを通って行って、冠水の様子がはっきり分からない。行けなかった。行くのに、僅か、普通なら15分ぐらいで行けるところ、1時間近くかかった。こんな問題が実際に起こっている。だからこそ、要は災害、実際に災害が始まっているという状況の中、避難できるためのそういうマップが必要ではないんですかと、先ほど申し上げたんです。それについて、町長、もう終わってるからいいよ、そうじゃなくて、それなりの要望があれば、できるかできんかは別にしても、しっかりと検討して、できるものであれば皆さんに作って配布しますという前向きな答弁をするのが必要だと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）町長答弁にありますように、土砂災害のイエローゾーン、レッドゾーンが発表されたときに、校区ごとにマップを作らせていただいたんですが、その中で住民のほうから御要望がありまして、浸水した地域もあるんだけん、それも一緒にマップに載してくれというような状況で、校区ごとにマップを作成させてもらったものがございます。ただ、これが全てではなく、また、いろんなハザードが公表される中で、これが絶対というわけではございませんので、これは新たなハザードが公表されることによりまして更新すべきものと考えておりますので、随時、そういった機会がありましたら更新をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）しっかりとそれを更新されたら、被害が最小限に収まるよう頑張っていたきたい。

それから次に、コロナウイルスワクチン接種の問題です。今、海田町、しっかりと進められた結果、良い接種率になっていると思っております。全国的にも当初ワクチンが始まったとき、5割超えれば相互効果でワクチンの感染は減っていくんじゃないか言われとったんですが、5割超えても減らなくて、今やっと8割を超えだして、やっと効いてきた、ウイルスの感染が減ってきたのも事実でございます。その間、海田町の職員、皆さん頑張って、ここまで接種率を上げられたこと、これは大変頑張られたと思いますが、一つお聞きしたいのが未接種の状態の方、これらについてどのような対応されているのか。既にもう、2回目のワクチン、集団接種は締め切られたように記憶しておりますけれども、僕の記憶が間違ってたなら申し訳ないんですが、そのような中、どういうふうな形で指導、今から、未接種の方を接種いただけるよう頑張られるのか、ちょっとそ

れについて御答弁願います。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらにつきましては、町長答弁にもありますように、コールセンターや保健センターのほうに相談があった場合は、適宜、町内の医療機関や他の市町を紹介するなどして接種をしていただくようにしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）相談があれば、ですね。そうではなくて、積極的なそういう勧奨はしないんですか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）10月の上旬に、未接種の方にお知らせの通知をしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）確か10月の16日、最後の集団接種になる前ですね。確かそうだったと記憶していますが、それ間違いないですね。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）そのとおりでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）これ、そのとき、どういう案内を出されました。未接種の方いうて今おっしゃられました。本当に未接種の方に送ったんですか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）集団接種のチラシのお知らせをお送りいたしました。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）いや、お聞きしたのは、未接種の方に配布したんですか。そうじゃない方法で配布したんですかとお聞きしたんです。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）未接種の方がいる世帯について世帯主の方に通知させていただきました。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）内容はどのような形で案内されました。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）チラシに集団接種の日程等を記載したものを周知させていた

できました。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ここにそのお知らせがございます。新型コロナウイルスワクチン接種予約受付のお知らせ。海田町では集団接種、個別接種を問わず、ファイザー社製のワクチンを使用しています、日時、時間、未接種の方への言葉が一言もございませんよね。未接種という言葉はどこにもないですが、なぜ。未接種の方をお願いするのであれば、当然未接種という言葉が必要なんじゃないんですか。これ、誤解を受けますよ。世帯主宛てに出しとるわけですよ。未接種の方がいる世帯ですよって明言されてないですよ。出した後、担当者を買めても仕方ないんですが、これ、私は一つ、9月に質問したときに、本部会議のことをお聞きしましたが、こういうことがあると必ず本部会議できちっとチェックするという御答弁いただいております。本部会議の責任者は誰か分かりませんけれども、トップまでも言いませんが、その事務方の誰かがおると思うんですが、このことについて本部会議では御存じでしたか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）1、2回目の接種を行われてない方に対する周知につきましては、本部委員会会議のほうでも諮りまして、周知を行ったところでございます。その内容につきましては、私のほうで最終チェックをいたしまして、発送させていただいたところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）じゃ、本部会議としては、この内容についてどういうものを送ったか、細かいことについて単なる3回目の接種のため、案内を出す、報告だけで済ましたいうことですね。本部会議は、諮ったんじゃないくて、報告、要するに一番問題なるのは本部会議で何が問題になるかって前回お聞きしたときに、福祉保健部長と企画部長か、総務部長かちょっとはつきり覚えていませんが、答弁に全く逆の答弁が返ってきたことがありましたよね。その中で、しっかりとそれらを調整して、大事なことは、もんで、中身をチェックしてやりますとおっしゃられましたよね。ということは、舌も乾かないうちに、全くそういう機能は果たされてないんですね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）繰返しの答弁になりますが、1、2回目を接種されてない方への周知のやり方等については、本部会議でしっかりと諮りまして、方針を決定し、実施し

たものでございます。ただ、内容につきましては、福祉保健部長の私のほうで最終チェックをして送付をさせていただいたところでございます。内容について分かりにくい点等々があった部分につきましては、御意見いただいた後に、1、2回目であることをしっかりとホームページや、それから広報等でしっかりと周知を今後図って、その後は実施をしておりますし、今後もしっかりと何回目である、追加であるとか、1、2回目の未接種であるとかというところをしっかりと皆様に分かりやすく周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）一生懸命それ通知しようとする行為、そのものを僕否定しているんじゃないんですよ。これ、この業務に限らず、特にほかの業務でも同じようなことが言える、前回でも同じような話をさせていただいたと思う。ちょっとした配慮、どこでもこれが足りてない、ここに一言入ってれば全然トラブルは起こってないんですね。例えば、これが案内文書として通知書として、住所を書いてこうやって一番上に付けたもの、ここに一言、極端に言えば、大きな文字で、別にこれ印刷しなくても、ここに大きく、未接種の方への案内ですって一言入れとれば、何もないんですよ。これはこれに限らず、ものすごくこれ、昨日、ある議員が、職員が疲弊しているんじゃないかという話をされてたと思います。実際にこれがこうやって現実に出てきている。僕はこれを例に出してしまったんですけれども、その辺を、要は目線、あくまで公務員、仕事をする目線ではなくて、住民の受ける側の目線、それをしっかりと持っていただきたい。議会答弁でも同じようなことが言えると思うんですよ。公務員目線、事務員目線で物事を話をしてしまって、結果的に我々議員でさえ理解できないことがいっぱいある。で、同じ質問、何回も何回も繰り返すようになっている。その辺はしっかりとやっていただきたい。特に今から3回目が始まる。悪いことに一昨日辺りから、新株のオミクロンだったかな、が出回ってきた。日本にも当然入ってきている。昨日で2人目だったかな、確か出たと思います。どっちにしろ、接種そのものがすごく、まだこのオミクロンに対して効くかどうかというのは議論がまだなされている最中だと思います。でも、今の段階で一番それを防ぐ方法というのは3回目の接種が一番と言われている。しかし、そういう中でドイツやら韓国では、感染者の今6割以上が確か接種者による感染が増えている。これ事実ですよ。だから、そうした中でもやっぱりこのワクチン接種の大事な案件になってくると思う。特に3回目というのは、抗体が薄くなっている中で、3回目打つことによっ

てそれをまた上げていく必要があるのは事実です。そのときも含めてしっかりと自分目線ではなくて、住民目線でしっかりやっていただきたいと思うんですが、それについて、もし自分たちの目で分からないときには第三者に聞くなり、そういう行為が必要だと思います。これ理解できますかという。この文言、理解できますかという、パンフレットを理解する必要があると思う。その後、しっかりやって、3回目にもトラブルないよう、それからもう一つ、国から配布されるワクチンの量も限られている。その中で3回目接種していかなきゃいけないということは、大変な作業が必要になってくると思います。それでもしっかりとトラブルのないよう、せっかく1回目、2回目のワクチンは、しょっぱなのとき以外は何とかうまくできたんですから、これからもそういうことがないよう、しっかりと、それでなおかつ町民の健康を守っていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）追加接種につきましては、国の方針が示されるのがぎりぎりであったり、私たちもしっかりとその情報を町民の方々に分かりやすく伝えていくことが責務だというふうに思っておりますので、今後、しっかりと分かりやすい周知、そして、他の係等でも見ながら、しっかりと分かりやすい案内になっているかを確認しながら、本部委員会議にも諮り、実施してまいりたいと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）この問題について、もう1点、最後に。今から未接種の方にもしっかりと、今度ははっきり言って世帯主に送るとかいう形ではなく、個別に案内を出すことによって、個別に指導するなり、個別でやるという考え方も取ってやる必要があると思いますので、それも含めてやっていただきたい。

最後に、庁舎の問題でございます。これ何度も私、これで今度3度目か4度目になるはずですが、やっております。まず、しょっぱな、議長、申し訳ないです、ちょっと外れた質問が出ますが、これ関連した質問になりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（桑原）軌道外れたら注意しますから、軌道修正してください。

○10番（宗像）ただ、完全に関連しておるので、ちょっと外れた、ちょっとというか、大分外れてると思いますけど、関連している質問でございますので御理解願いたいと思います。まず、賞味期限の問題について、懲罰委員会にかける言いながら、その結果報告、全くされてない。これは懲罰にかけたんですか、かけてないんですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）懲戒審査会にかけました。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ということは、良いか悪いか結果が出ているはずですよ。これ、この問題と、庁舎の7,000万円、どちらが大切、住民に対する影響が大きいんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）どちらがという話は、どちらともだろうと思います、それは。ですから、水といえども、住民の生命を守るためにはそれは必要なわけで、職員の責任というのでも問わせていただきました。ただ、庁舎、今回の庁舎の関係につきましては、職員のほうも県から示された一般的な様式によって瑕疵担保責任の免責条項、これを削除するような努力もしてきておりますし、不測の事態に備えての覚書の締結、そういったこともやっているというところからすると、職員は義務違反を犯したものではないと考えておりますので、懲戒審査会はこの件に関しては開いてないというところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）誰もそんなこと聞いていません。私が聞いたのは、どちらが重たいんですかとお聞きした。どっちも重たくない、そう言いましたよね。重たくないんならどっちも。

（「両方とも重たい」と呼ぶ者あり）

○10番（宗像）両方とも重たい。それは。どちらにしても比較できないということですよ。でも、実際の話して、7,000万円近い金は、不正ではありませんけども、事実は事実ですよ。弁護士に相談したとき、瑕疵担保条項がないのはおかしい、これ、指摘を受けたという答弁されたのはあなた方ですよ。その事実、間違いありませんよ。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）これまでも答弁しておりますとおり、瑕疵担保責任の免責条項がある契約の締結ということで、そういったリスクがあるという弁護士からの助言は受けておりますが、地方公共団体間での土地の売買については契約自由の原則が適用され、当事者間の協議により決定すべきものという御助言を併せていただいております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）弁護士に相談したかどうかしか聞いてないですよ。自分が逃れるための要らん答弁はしないでください。じゃ、聞きますよ。7,000万円は誰が払うんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）結果的に町民の皆様に納めていただきました税金で支払うことになります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）結果的に税金だ、税金じゃないじゃないですか。町民が腹を切るわけでしょう。多かれ少なかれ。それに対する責任はあなた方は何も考えてないんですか。さっき言ったように、水問題では懲罰かけた、税金無駄遣いしたのに、これ懲罰かからない。どういうこと、その差は何ですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）答弁、繰返しになります。懲戒処分につきましては公務秩序の維持の観点から、職員の義務違反があった場合に懲戒処分とすることですが、今回の場合に限ってはそういった義務違反がないものと考えておりますので、審査会のほうにはかけておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）じゃ、損失があった、住民の皆さん、お金払ってください、それでいいんですか。それで行政は済む問題なんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度追加の費用が必要となったことは事実でございます。その責任の取り方について、これまでも議員のほうから御指摘をいただきまして、その責任の取り方といたしまして、県と土壌汚染に対する負担の協議をできるだけ町に損失のない形で進めていくことで責任を取りたいというふうに答弁のほうをさせていただいております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）私がお聞きしたのは、7,000万円損失出したから町民の皆さん払ってくださいと、あなた方はそういうふうに回答するんですかとお聞きしたんです。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）結果として負担が生じたことについては、大変申し訳なく思っておりますけれども、これに対しましては、県と土壌汚染に対する負担の協議をできるだけ町に損失のない形で進めていくことで責任を取りたいと答弁をさせていただきました。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）だから、私の言うとおりでというふうに認めるということですね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）結果として負担が生じたことについては、大変申し訳なく思っておりますが、これに対しましては県と土壤汚染に対する負担協議をできるだけ町に損失のない形で進めていくことで責任を取ってまいりたいと答弁をさせていただいております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）じゃ、もう1点聞きます。覚書を交わした日、契約日、どちらが先でどちらが後、同じ日なのか、それについて詳しく説明してください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）契約の締結と覚書の締結は同日でございまして、令和元年の11月28日でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）覚書を交わすときには、既に土壤汚染調査をすると決めてたわけですね。なら、なぜ契約を遅らすことができなかったんですか。先に土壤汚染しましょう、総務部長、ミスがないか、そこにミスがあるじゃないですか。弁護士に指摘されているのに、それならば土壤汚染の調査をいたしましょう、結果的にそうなったじゃないですか。1年も工期が遅れて、そこで判断ミスがあるじゃないですか。全く判断ミスないんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）庁舎移転は連続立体交差事業に基づく庁舎の移転でございます。現庁舎におきましては、耐震性やバリアフリーの観点から課題があって、早期の新庁舎整備が求められる状況でございました。覚書の締結により、一定のリスクは回避をすることができますので、土壤汚染調査が必要としても汚染があるかないか全く分からない状況でございましたので、新庁舎整備を中断することではなく進めるという判断をしたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）確かにおっしゃるとおり、一理ある。だから、私は、手続きそのものが間違っているんじゃなくて、その時期の判断が間違っったんじゃないかと言っただけなんですね。手続きについて一切間違っているとか正しいとかいう、契約の時期の判断が間違っったんじゃないかと言っただけです。結果的に土壤汚染調査が終わらん限りについては工事は発注できなかったわけですね。結果がオーライという、結果の善し

あしは別にして、どうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）もちろん、土壤汚染の結果が出なければ工事には着手はできなかったかと思いますが、併せて、用地取得、また工事の発注の手続きを進めることで、早期に新庁舎が整備できたものと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）今言う、自分で認めとるじゃないですか。調査が終わるまで工事が発注できないのを分かってて、無理して前で、そうじゃない、総務部長、そこで時期的な判断にミスはなかったんですか。

○議長（桑原）よろしいですか。はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）予定どおり用地取得を進めるという段階では、汚染があるかないか全く分からない状況でございましたので、これまで進めてきた背景、新庁舎の整備が早期に求められる状況の中で中断をするということは、選択としては正しくないというふうにとそのときに判断したものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）総務部長、その判断ミスがなかったと思っているんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）判断に誤りはなかったものと感じております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）これ、総務のほうで調べてもらえば分かると思います。海田南小学校、出来上がったときに会計検査入られた。海田町、50万円返せ言われた。職員一生懸命真面目に正しくやったんですよ。50万円返せ言われた。当時の総務部長が何を言ったか御存じですか。50万円返さにゃいけんようになった、誰か責任取らにゃいけん、悪いがおまえ犠牲になってくれ。こういう事実が過去にある。50万円ですよ。今回、幾らですか。正しく手続きやって、何のミスもやってないのに誰か責任取らにゃいけん、だから、おまえ悪いが懲罰委員会かけるが申し訳ない、ある職員がかけられた。職員もやむを得ずもう誰かが責任取らなきゃ仕方ないと受けた。その事案とこの事案がどれだけ違いますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）今、議員が御指摘の事案につきまして、把握しとるわけではございま

せんので、この場で答弁することはできません。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）いやいや、そうじゃなくて、普通、国庫補助金の工事に対して、職員はみんな一生懸命やりますよね、間違いなく。結果、判断の、その会計の判断との違いで、そういう問題が起こる。これは実際にあり得ることですよ。それについては、そういうことが現実にあるということは、建設部長、実際にありますよね、こういうことは、どうなんでしょうか。

○議長（桑原）宗像議員、ちょっと外れ過ぎなので、もう少し軌道修正して質問してください。宗像議員。

○10番（宗像）いや、現実問題として、こういうのは、これ、ごめんなさい、建設部長に振ったけれども、建設部長でなくて学校についても、だから、ほかのところについてもありますよね。自分が正しくきちんと手続きを踏んでやった、きちんとやった、結果的に判断の違いによって返還金が生じたりするケースは実際にはございますよねとお聞きした。一番分かりやすい例が、建設関係だったんで建設にそういうのがあるんじゃないですか。今回も同じことが言えるんじゃないんですか。きちんと正しくやっても、やっぱりこれだけの7,000万という、やった以上、それだけの何かの責任が要るんじゃないんですか。その責任を全く無視して、正しかった、正しかった、間違っていない、だから、税金は使うんだというのは間違っているんじゃないですかと、僕は申し上げているんですよ。

○議長（桑原）宗像議員、固有名詞を出さずに、そういう例はあるんじゃないですかということで、答弁いただけてください。

○10番（宗像）いや、もう今、別の答弁にしました。

○議長（桑原）いいですか。総務部長。

○総務部長（丹羽）今回の件につきましては、あくまでも義務違反というものはなかったものと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）義務違反聞いているんじゃないですよ。判断ミスがあったんじゃないですか。時期的な判断ミスが。ずうっと義務違反、義務違反と言われとる。僕が聞いているのは。それはそれ以上言わんのならいいですよ。昨年、6月議会だったと思いますけれども、6月議会、臨時会ちょっとははっきり言えません。町長、コロナの関係で少し

でも費用を足しにする、だから、私の報酬を一部返上しますという、自ら議案を提出されました。今回も同じように、そういうことは考えませんか。この判断ミスがなかった、なかったと言いながらも、結果的に町税をこっだけ突っ込まなきゃいけなくなったことは事実。じゃ、その工事のために、もう部下はいいや、私はこういうような格好であれましょうという考えはありませんか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）コロナ対策におきましては、コロナの状況が非常に不透明な状況の中に、町費の関係が抛出されることに対して、私自身も非常に心苦しい状況にありました。そういう意味でどういった手法が私に取れるかというところを考えたところで、こういった判断を下したものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）だから、そのときには、僕はそれはすべきじゃないと反対をしましたが、結果的に皆さんが認めちゃったので、それについて中身をどうのこうの言う気はございませんけども、同じようなことを、今回も町税を突っ込む以上、判断のミスがあったこと、判断のミスが勇み足になってしまったこと、それに対して少しでも足しにしてくださって申し上げるのが、やっぱり政治家であり、トップの仕事だと、トップの考える、最初に考えるべき案件だと思いますが、それについていかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長、判断ミスではなかったということの答弁は間違いありませんか。いいんですか、それで。町長、じゃ、お願いします。町長。

○町長（西田）庁舎移転においては皆様にいろんな形で御提案しながら、いろいろ審議をいただいた経緯の中に、今現在進行中でございます。まず、庁舎移転は基本的には連続立体交差事業の支障という、現庁舎が支障という状況にありました。そういった意味の中に、連続立体交差事業、4者合意をしてこれを進めるという形になりましたので、それには町としてはしっかり協力をしていけないといけないというふうにまずは考えます。それから、次に、この現庁舎の耐震等を一応調査した結果において、この耐震が不十分であるというような結果が出てきました。そういったところを考えたときに、ここで、昨日、今日、いろいろ言われておりますが、地震等で災害が起きたときに、不特定多数の方々が役場に来られて、そういったときに支障又は命を取られるようなことがあってはならないので、できるだけそういったことを回避したい、そういったリスクを回避したいということで進めてきた内容でございます。特に、SDGsという考え方の下

で今現在動いておりますが、本町にはエレベーターもございませんし、バリアフリーの考え方も余り整備できてない状況にございますので、そういったところを考えると、この解決を図るために議員の方々にいろいろ御審議をいただきながら、御意見をいただきながら進めてきたこととございます。土壌汚染上の手続きが必要で、土壌汚染はないと言い切れない状況でありましたが、覚書の締結によってそこを回避しようという、リスクを回避しようという考えの下で進めてきているわけとございますので、新庁舎移転に当たっては、将来の発展、町の発展、現庁舎の課題解決と、そういったところをやはり図っていく必要があるということから、今の現状、こういう形で進めることの判断であるというふうに思っております。

○議長（桑原） ちょっと待ってください。宗像議員の質問に答えていらっしゃらないんですけど、給与を返上してから出しますか、出しませんかということですよね。出さないなら出さないと言えればいいじゃないですか。どうぞ、質問に答えてください。町長。

○町長（西田） この問題においては、将来のまちづくりに非常にあるべき姿を実現するためには大事な話で、そういった形の議論をさせていただいております。その中で、先ほども言いました連続立体交差事業又は現庁舎の問題等踏まえた上で責任を果たすことが大切であると、新庁舎に移ることに対する責任を果たすことが大切であると、こういうふうに考えます。

○議長（桑原） 宗像議員。

○10番（宗像） もう幾ら言っても、責任は誰も取らん、わしら知らん、税金は勝手に使うというふうに判断しかできない。町長もわしら知らんよ、はっきりそうおっしゃられたと一緒にですね。これ、もし民間会社だとどうなります。7,000万円も出したら、下手したら会社は倒産ですよ。下手したら、トップ、トップスリーは辞任ですよ。それだけ大事な住民の税金を使っているということ、皆さん認識していただきたい。これ以上言ったところ、どっちにしろ、のらりくらり。責任は取りません、私は知りません、税金だけは勝手に使いましたで終わってしまう。そんな行政すべきじゃない思いますよ、私は。しっかりと自分たちのミスがあったことはミスとして認め、しっかりとそのミスに対して、判断ミス、僕はこれは事務の手続きのミスと言っているんじゃないんですよ。判断ミス。その判断ミスを認め、それらの責任を取っていく、これがトップとしての仕事であり、それに対して部下はそういう問題が起これば、住民のお金をこんだけ無駄遣いしました、何とかみんな責任を取りましょうというのが、部下の申し上げる仕事だ

と思う。そういうもの、全く今は海田町、なくなってきた。これを契機にしっかりとそういう部分をただしていただきたいということで、私の質問は終わります。

○議長（桑原）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。工事の発注についてということで、まとめてお尋ねをいたします。町内各所においていろいろ工事が行われておりますが、その執行に際し、図面どおりの仕事ができなかったり、工事途中で設計変更や工費増額変更が余りにも多く行われていることに違和感を覚えます。その一つは、花都川、すなわち新町雨水排水管の工事、西ノ谷川や三迫川の災害復旧の工費の増額、更には工期の再々延長等、余りにも計画性のないことに対し、不信感を覚えます。まず、このことに対して、町長はどのように考えるのかお尋ねをいたします。また、今年6月、臨時議会において追加補正された工事が今年10月に執行される等、計画性のなさを感じます。6月に臨時議会を開き、補正を組み、緊急性がある工事であるにもかかわらず10月まで執行しなかった。その理由は何なのか、お尋ねをいたします。また、重ねて、その工事は土木、あるいは上下水道課にまたがる工事であるにもかかわらず、各課において横の連絡が全くなく、担当課に申し出ると知らないとのことでもあります。仕事に対する責任はどのようになっておるのか、併せてお尋ねをするものであります。更には、その工事に際し、官民界のポイントの設定もなく、業者任せであるという、そのようなことで官民界との財産管理ができるのか、設計の外部委託をせず、このような設計を、簡単なものでありますから、僅かの設計等職員においてできないのか、担当課においてそのような設計を年間何件どのように行っているか、その設計費等どれぐらい、何件ぐらいどのような金額で行っているか。過去にも言っておりますが、優秀な職員を相当な給与で採用して、そのことによって経費の節減になるんでないか、このようにも過去にお尋ねをしております。そして、現職を町で採用することによって、現地の状況把握とか計画的に設計ができるのではないか、このようにも思います。今回のように、町道96号線の改良工事においては、官民界の擁壁に至っては、民地の家の下に入り込んでおる、どうやって道路の補修、官民界の擁壁を造るのか、これは机上における外部業者の委託の典型的なものであると考えますが、町長はどのように考えますか。先ほども言いました、西ノ谷川支川の工期が5月に入札しておられるわけですが、9月であった。これが10月末に延期となり、更にはここでは12月10日と書いておりますが、どうやら12月20日の間違いのようではありますが、再々延長されておる。その計画性のなさ、工事発注等どのように考えて行われてお

るのか、その辺の計画性をお尋ねいたします。更には、尾崎川の逆流防止のダンパー工事において、多分8月の末か9月頃であったと思うが、工事入札執行されております。これがこの通告を出した11月19日頃、ここにおいて着工されてない。更には、この時期になって業者が仕事が忙しいとか、仕事をされる業者が少ないとかおらんとかということではありますが、1業者が2件、3件と重複受注しておる。併せて、工期内にそういう工事が完了するのか、そこらの計画性も含めてお尋ねいたします。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。

工事の発注についての質問でございますが、1点目と5点目の工事費の増額や工期延伸等については、工事の設計時点では現場条件を十分に確認した上で発注しておりますが、工事着手後に生じた現場条件の変化や地中など目視できない部分、地元対応の必要性など、当初想定していない状況となった場合には、これに対応するような工事内容の変更を行うこととなり、やむを得ず、工事費の増額や工期の延伸等を伴う場合がございます。新町雨水排水の工事につきましては、地元への工事内容や施工方法の周知、説明に時間を要したこと、また説明の中でいただいた地元の御意見を踏まえ、やむを得ず工期の延伸と工事内容の一部を変更したものでございます。西ノ谷川等の災害復旧工事につきましては、県施工箇所の一部における復旧方法の地元調整に時間を要したことに伴い、これに関連する町の施工に期間を要したこと、また河川内に堆積した土砂に転石等が多く含まれていたことなどの理由により、工期の延伸と、工事内容の一部を変更したものでございます。いずれにつきましても、設計時点で正確に把握することが困難であったため、工事着手後の現場条件に基づき、設計内容を変更したものであり、工事目的を達成する上で必要であるものと考えております。2点目の6月臨時議会で補正した工事を10月まで執行しなかった理由についてですが、令和3年6月17日の臨時議会での可決後、8月5日に入札の予定でしたが、応札者の辞退により入札中止となりました。そのため、10月に再度工事発注をすることになったものでございます。また、工事の支障となる民地内の排水設備は本工事の範囲で移設等を行う予定としており、工事発注時に合わせて関係機関との協議を適切に実施しております。3点目の町職員の直営による工事の設計については、本年度、建設部において年間22件の件名工事を直営により設計しています。技術職員の人数や手持ち業務量により、全ての工事を直営で設計するのには困難ですが、職員の技術力の向上に取り組むとともに、可能な範囲で委託費の節減に取

り組んでまいります。4点目については、議員御指摘のように、補償擁壁が建物の下に入り込むことはありません。施工に当たっては、あらかじめ官民境界及び丁張りの確認を実施し、適切に工事を行ってまいります。6点目の尾崎川雨水逆流防止の工事につきましては、11月8日から尾崎川排水口のフラップゲート設置に着手し、おおむね設置が完了しており、工期の令和4年2月18日までには完了する予定でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）答弁と重複するところも出てくるかと思いますが、再度確認をいたします。まず工事着手に当たって、1点目、5点目、どういうことで、十分確認した上で発注しております。十分確認した上で発注したものが、なぜそういう差異というか、そこでどういうて書いとるか、ここでは。やむを得ず、工事費の増額や工期の延伸等を行う場合がございます。事前調査しておるんじゃない。何で改めてそういう、やむを得ず事情が出る、ちょっとこの辺について説明願いたい。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）今の議員の御指摘ですけれども、事前調査、職員でできる事前調査という意味での事前調査ということでありまして、設計業務によらないものについては、どうしても、例えば大がかりな測量が必要であったりとか、地面の地下深くの状況がどうであったりとか、その後予期されない住民対応の必要性とかというのは、どうしてもその工事発注時点では全てが分かっている状況ではないというところで、当初は可能な限りで把握はするんですけれども、工事を進めるに当たってそういった事実が判明して変更を余儀なくされるということがあるということになります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ちょっと言うておられることの理解がはっきり言うてできんですが、まず一つずつ行きますがね、今、ここでは限定してお尋ねしておりますね。西ノ谷川支川ね、工期の再々延長、何の調査がどれが出てきて、やむを得ず増額や工期延長、少なくとも再々延長せなきゃならなかった。通告でも書いておりますが、5月だったかな、入札、ちょっと、7月か、どうやったか忘れた。それはそれとして、当初は9月30日の工期であった。途中、建設部長に聞いた、工期内できるんか、できるようにします、なるべく努力します、こういうことや。途中、私的に尋ねた、工期内できやせんじゃないか、もう10月やと。どういうて言うた。必ず終わらせますとは答弁しておりませんと、こういう、開き直りかい。どういうことなん。その結果が工期を11月まで延期したの。

11月でできるんか思うたら、工事にかかったのが11月の20日頃、たったこないだよ。それで、これどうなった、今度は11月に終わるんかと言うたらね、いや、工期は12月ですよ。答弁の中では、町長、ないんよ、それの。再々延長せなきゃならんとか、そういう理由は何かと尋ねとるんよの。その計画性のなさを尋ねとる。もろもろ調査や事情は分かるよ。調査の意味ないじゃない。その辺に合わせてどうなっとるか、再度お尋ねします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）私が答弁させていただきます。9月の終わりにやるかやらんじゃ、私的な話に何言うたかいうのは私はここであえて答弁はいたしません、変更した理由でございますが、西ノ谷川支川、ここの通告書には支川と書いておりませんでしたので、一般的な三迫川の話について、私は答弁のほうを書いております。今、改めて支川ということでお話がありましたので、議員さんが指摘されるのは、町道137号線その2についての御質問だということの前提でお答えをさせていただきます。最初に9月の末に終わる予定でありましたが、それがまず1回目に延びた。それは7月、8月の豪雨の応急対応で、その当該業者が三迫地区の河川の応急復旧に従事をしていただいた。その結果、工期のほうは9月末までには終わらなかった。で、11月の15日まで延ばさせていただきました。一生懸命、業者のほうもやっていたんですが、その後、137号線その2を着手するに当たり、当該駐車場の仮駐車場の契約の話とか駐車場の用地を貸していただく話とか、そういったところが難航いたしましたので、再度また、12月に工期を延長させていただいたものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）その工期の延長はそういう諸般の事情で分からんでもないよの。二度、三度する計画性も言うとするが、もう一つは、今、部長、さっきも聞き直りかということと言うとするわけですが、あなたのほうに行っとる通告書はどうなっとるか分からんが、3枚目の一番上見てくださいよ。西ノ谷川支川いうてはつきりうとうとらんかいの。字が読めんのなら今から読み替えるが。書いておりませんか。場所が特定してないから分からん。いいかげんな答弁してくれちゃ、困るんよ、町長。通告書の3枚目の一番上見てくださいよ。どういうて書いとる、もう一回読みましょうか。先ほど言った西ノ谷川支川の工期とはつきり明記されておる。だから、前回の質問でも言うとするでしょう。通告出たら検証しなさい。現地を見て、本当にその人が何を尋ねとるか。いわゆる机上答

弁なつとるわけよの。いいかげんのことを言うとかげどうにかなるよ。俗にいう、喉元過ぎればということだね。いいかげんなことを言うとかことの証明なんだ、こりゃ。もつと責任持って答弁できんのか。再度お尋ねします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）議員さんからの質問通告書はしっかり読み込んでおるつもりでございます。読み込んでどういったことをお尋ねかということをも十分理解した上で書いております。したがって、当初、質問通告にも96号線じゃない号線がありましたので、それは違うんですか、ここのところは6月議会の補正予算と書いてありますが、それは違うんじゃないですか、そういうことをお話はさせていただいたと思います。今言われるように、ええかげんな気持ちで、読み込んでないとか、大変ちょっと、私としては遺憾に思いますが、そのようなことは決してございません。今、三迫川支川のことについても、一部、そりゃ、答弁漏れがあるかもしれませんし、私の勘違いがあったかもしれません。それについては、今ここで追加で、先ほど説明させていただいておりますので、そちらについては真摯な対応をさせていただいておるといふ具合に考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それともう一つは、先ほど、補正を6月、ここで6月15日に補正を組んだと、こういう答弁、ああ、17日か。8月5日に入札をやったけれども、応札がなかった。何で遅れたんかいうたら、そういうことが理由だと、こういうことの原因ですが、この間に、何が言いたいかというと、6月という10月までは4か月、ここでは1回の入札するのに、臨時議会というて書いとるんじゃ。6月の17日。8月5日に入札の予定であったが応札者がなかった。2か月かかるとるんだよね。更に今度は、10月に再度発注、こうなったわけ。何が言いたいかというと、補正予算を組んだわけよの。補正予算を組むということは、その意味はいわゆる緊急事態が発生したから急がなきゃならないことを意味したるわけよの。にもかかわらず、2か月も放つとる。トータル的に4か月もやつとる、放つたらかしになつとる。ほんで、挙げ句の果てが今度はここで言うとするのは、ピンポイントでお願いしとるといふか、尋ねとるわけよの。96号線いうてはつきり明記したるわけよの。工事にかかろう思うたら、官民界が出してなかった、どうするんかいうたら、業者で、あんたがどっかのコンサルを頼んで、あんたがやれや、こういうことになったんよ。コンサル屋が何で官民界は町がやらんのですか、わしのほうに回ってきた。そりゃ、わしに聞かれても分からんよ。ほいで、ここにも書いとるよう

に公有財産の管理、町長、民間に任して公有財産の管理ができるんかどうなのか。なぜ町がはっきりそのポイントを打って、あるいは逃げを打って、そこから何メートルですよ、何センチですよ、そして工事をやりなさい。しかも、コンサルに頼んだと思われる図面が擁壁のぐり石、壁が傾いたテーパーで造つとるね、境界は直壁になつとったわけじゃが、反対側がテーパーになつとる。それが目で見ても家の下に入つとる。当然、工事をするとき、現場打ちコンクリで施工されとる。見りゃ、すぐ分かる。当然、コンクリを打つということは、型枠を組まなならん。少なし、型枠というのは、フォームタイの寸法だけでも18センチある。ところが、現地は3センチしかない。ところが図面は201か301で書いとるために、ぱっと目を見たときは構造物が家の下に入つとる。素人が見ても分かる。どうやって工事するんか、こういうことについてどう考えとるんか。その辺について、本当は横の連絡も後、聞きたいんじゃが、まず断面がそういうことになつとる。そこらを認識しとるんかどうか、どうやって工事するんか、ちょっとその辺聞きたい。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）設計をされた擁壁が住宅、家屋のほうにかなり近接をしているという状況については認識をしております。今現在、現地での着工に向けて、改めて現地確認をしている中で、より正確な現地確認を行いまして、工事には支障がない擁壁等、施工するのに支障がないということを現地で確認をしております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）現地で確認をしておる、支障がない。実質は3センチしかないんだ、の。そんなことで家の基礎の下を掘ってね、これは後日、補償対象になるかも分からん。家が傾いた、戸が動かんようになった。当然、そういうことも考えると、別の工法も考える必要があるが、それは別として、この工事において上下水道課と連動しとるいうんが、その連絡はなかったというんだよ。横の連絡はどういうふうになつとったんか、ちょっとその辺について担当課両方から説明願いたい。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）今回の工事は前面道路を4メートルにするために、御寄附をいただいて道路拡幅をするものでございます。今、おっしゃられているのは恐らく、寄附をいただいたところの汚水と水道の排水について、それを補償移設するという部分が横の連絡はなかったのかというふうにおっしゃられているのかと思って答弁をさせていた

たくさんですけども、そちらの補償については宅内の設備になりますので、建設課のほうと居住者さんのほうでお話をいただいて、計画を立てた後、その方法でやってもいいですかという申請を上下水道課のほうに提出していただく流れになっておりまして、十分連絡のほうはさせていただいておる状況でございます。

○議長（桑原）建設部主幹。

○建設課主幹（矢熊）先ほど、上下水道課長のほうから答弁をさせていただいたとおり、工事着手に向けて、そういった協議を担当課のほうと重ねながら適切に実施をしまいたるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）その工事の発注、計画性ということでね、若干それますが、ちょっと聞いてみるんじゃけど、その西ノ谷が今回高岸1号橋、入札執行された。今、計画性のなさということで聞いとるんだけ、誤解のないように。ピントが外れとるじゃないかと言われるかも分かんが、今、西ノ谷川支川、これも高岸1号橋。私のちょっと非公式情報なんですけど、非常に情報が早い。ここに電柱の移設が絡んでとる。知つとるのか知らんのか知らんけども、これ工期が3月末になつとるんじやが、電柱の移設がまず2月頃になって、恐らくこの工事の完了は5月頃になるんじゃないかいうて、私の勝手の推測をしとる。それでできるんかどうかいうように計画性を問うとるわけなので、これについてちょっと再度お尋ねします。まず、工期3月末になつとるけど、工期内できるんかどうか、一つね。それと、今言うたここに電柱がある、その移設とかその横の連絡、計画性、考え、どうなつとる。更にはこの川にね、川じゃない道路137、下水がおるはずなんだ。当然、橋をやるために橋脚をやるのかボックスをやるのかしても、道路を掘削するようなことになるうかと、このように思いますが、当然、そうなると、下水管に支障が出ると思う。承知しておるかしてないか。併せて、その電柱の移設、下水管が、支障があるのかないか。工期内の完工、3点ほどまとめますが、どのようになつとるか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）まず、電柱の移設があるかどうか、ございます。具体的なといひますか、昨日、関係者が集まったばかりの話が、御存じなんですね。言われるように、工期は3月31日、その工事は、うちの建設課の工事は発注はしております。電柱の移設時期、これまだ決まっておりません。ただ言われるように、今月中とかそういう話ではちょっとございません。それはやっぱり、関係の機関のほうがいろいろ向こうの都合が

ありますので、もう少しかかる予定ではございますが、まだ正式に決まったわけではございません。下水の移設があるんじゃないか、ございます。橋の架替えに伴って下水の移設があるというのは、当初から想定をしております。それらも含めて3月31日という工期を設定させていただきましたが、昨日のお話の中で、相手さんがあることでございます。決して、相手さん、うちの工事の邪魔しようとかそういうことは一切ございません。皆さん、前向きにとにかく一日も早くやったら早くできるかということを御協力いただいておりますが、やはり、相手さんの御都合もございますので、今のところは年明けになろうかと思えます。事前にそういった横の連携もしっかり取っておりますが、やはり、何回も言いますが、相手さんのことがございますので、若干、当初より工期が遅れそうではございますが、現段階では当初の予定どおり、3月末を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今言うとするのは、そういう計画性を言うとするわけ。おりますよ、ありますよ、分かるとるんなら、なぜ電柱の移設の打合せを先やらないんだ。工事発注する前に電柱を移設しておくべきだろう。町長、そこらの計画性を言うとするんよ。職員はどういう協議しとるんか。副町長、副町長の仕事じゃないの、あんた優秀な職員を育てるために、しっかり教育せな駄目、教育になっとらんよ、こりゃ、職員の。分かるとるよ。下水道管おりますよ、移設するようになりますよ、橋の工事をされやりなさい、3月31日ですよ。今から下水の、ほんじゃ、下水管の移設、発注しとるんか、町長、知っとるんかい。邪魔になりますよというてはつきり建設部長が認めておるんよ。その下水道管移設せにゃ、橋の工事ができんのよ。それ、いつからいつまで下水道管の移設をするか、下水道課に聞いたほうがいいのかどうか分からんけども、誰でもいいよ、返答は。電柱の移設、すぐはできません。大体、昨日の話や、それをわしは昨日であろうと、おとついでであろうと、わしのほうは、言うことは、情報は非公式だから、正式には言われんが、そういう情報が入っとるんよ。いつやるんだ、ほんで、電柱。それでもまだ3月末で、頑張ります、やります。ちょっとそれ、工期的に簡単に説明してほしい。下水がいつからいつぐらいまでかかって、電柱がいつからいつまでかかって、そしたら橋の工事がいつからいつまでか。端的に言えば今からかかっても全部入れても120日ないんよ。ちょっとその辺の工程の説明を願いたい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）非公式な情報をどこから入れられたか分かりませんが、私は昨日、具体的な話を聞いておりますので、現段階でいつからいつ頃に電柱が移設するとか分かりません。現段階では。まず、具体的な電柱の、向こうからの提示を待って、うちの請け負った業者さんの施工の工事工程、それを踏まえて、最も効率的なやり方を今から考えます。それと、電柱のことを早くから、もっと早く、今からでも電柱移設しとけばよかったんじゃないか、普通そう考えます。私らもそうです。当然、工事の発注前から今の関係機関と話をさせていただいておりましたが、相手方のお答えは、業者が決定してその後に具体的な話に入りたいということでございましたので、そこはもうやむを得ないという具合に考えております。それと、工期が本当に3月31日までで終わるのかということでございますが、先ほど申しましたように、現段階ではそこを目指して頑張りたいというところでございます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）下水の移設につきましては、もう以前から担当者間で協議をさせていただいておりまして、高岸1号橋の工事の工程と合わせて、業務のほうは、工事のほうですね、発注させていただく予定としております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）どうも分かりにくい、わしは頭が悪いけん、分からんのじゃがね。簡単な工期でいいから説明してくれと言うたんよ。下水がいつからいつまで。どれぐらいの工期がかかるのか、電柱の移設がいつからいつ頃まで、橋の工事がいつからいつ頃まで、合わせて120日しかないんだよと言うとるんよ。そういうのを支障になるのは分かっております。だから、そういうことを先になぜ移設しないんかというのと、その計画性のなさを町長、やかましゅう言うとるんよの。ほいで、工期だけ先に組んで、ほんでこれ工期延長になるの見え見えじゃない。そういう馬鹿な計画はやめなさいいうて言うとるんよ。そこらの真剣味がないよ、仕事に。どうなっとるんかと、こういうて言うてわけよ。しっかり質問、質疑を聞いて答弁してくれにやいかんよ。この120日の中で、3月末まで収めます、その努力は分かるよ、言葉も分かるよ。その120日を三つで割ってくださいや、ちょっと。電柱の移設の申請もあるだろう、下水は内部じゃから、どうでも調整できるんかも分からんが、もちろん業者だって、両手を広げて待っておらんと思う。あなた方が言われるように、業者は忙しいんじゃ、今おらんのじゃ、町長。こういう答弁が何十回いうて返つとる。それを今から計画するんだらう。併せて、もう一回、

再度答弁願いたい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）先ほど答弁したつもりなのですが、もう一度答弁します。今の電柱の移設の場所とか、どうなるかというのは、昨日関係者が集まって、おおむねのこの辺でどうかという話になったばかりでございます。それを踏まえて、工程を今から組んでいく。それに併せて下水も、支障になる下水管についてどのようにその工程内でやっていくのか、それはまず最初に工程を書いてみるとまだ分かりません。この前、11月の中旬だったか2回目の入札で、ここ入札したばかりでございます。言われることは十分分かります。我々も一日も早く工事のほうやりたい。それはもう昨日から、下岡議員のほうにもしっかりやれというお言葉もいただいておりますので、その辺は我々全力で取り組んでおるつもりでございますが、いかんせん、昨日の話を今日、具体的な工程を出せと言われても、ちょっとそれは無理な話でございますので、それはもうしっかり工程を組んで効率的な日数を積算して、工期の末を目標に取り組んでいきたいというところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）言うてもしょうがないがね。3月末というしつぽが決まってしもうとるんよ。開き直りじゃいうて言うとは、そこなんよ。昨日の話、今言われてもどうもならんよ。ほんじゃが、事前に下水道管が支障となります、電柱が支障になります、分かっとる。その支障なる電柱がどこへ立てていいか分からん、今から計画します。3月30日という日にちは必ず来るんよ。そこに計画性がないと言うとるんよ。だから、分かりやすく言うと、橋の工事を発注する前に電柱の移設を先にやるときなさいよ。下水の移設を先やりなさいや、支障が出るの分かっとるのに。そういうことの計画が全くないから、今言うた120日の中でどうやって収めるんだ。昨日の話じゃけ、答弁のしょうがないじゃないか。開き直り以外の何ものでもない。そんなものは極端には電柱立ったときから、橋の架替えを計画したときから、電柱が邪魔になることが分かっとる。下水管があるんだから。橋の計画したときに下水道管がなかったのなら言われることも分からんでもない。そこらをしっかり今後考えてやって、機会があつたらまたどっかで追及するようなことになろうと思うけども、今日は終わりますが、そこらをしっかり心して、町長、副町長、しっかり職員教育をして、こういう馬鹿なことが起きないように、そこに下水道管があるのは分かっとるわけだから、支障が出るということまで分かっとる。な

ぜ事前にそれができないのか。そういうことを速やかにできるようにお願いして終わります。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結します。

暫時休憩をします。再開は14時50分。

~~~~~○~~~~~

午後2時38分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第2、第46号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第46号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部改正に伴い、未就学児に係る保険税の軽減等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）それでは、第46号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書1ページをお願いします。資料については、資料1の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料2の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いします。改正内容につきましては、資料1の条例の概要で御説明いたします。今回の改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、海田町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。それでは、1の未就学児に対する均等割額の軽減の新設でございますが、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している全ての未就学児に係る保険税について、均等割額の金額を半額に軽減するものでございます。ただし、既に低所得者世帯に対する軽減が適用されている場合には、軽減後の均等割額の金額を半額に軽減することとなっております。施行期日につきましては、令和4年4月1日となっております。次に、2のその他でございますが、引用条項等の整理を行っております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。常任委員会で説明を受けて、概要も内容も分かりまし

たけれども、人数について誰かが質疑をしたわけですが、ちょっと私、確認できないので、この未就学児に対する人数、概算どのぐらいなのかをお尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）令和３年度の賦課期日時点の人数ではございますが、対象者数が102名となっております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第46号議案について採決を行います。お諮りいたします。第46号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第３、第47号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第47号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。資源回収ステーションに排出された資源物の持去り行為を防止するため、罰則の規定等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）第47号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、事前にお配りした資料に誤りがあり、差替えをさせていただきました。深く反省をするとともに、今後、このようなことのないよう確認の徹底をしたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案の説明をさせていただきます。議案書の３ページをお願いいたします。資料は、資料３の海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の概要、資料４の海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表を御覧ください。改

正の内容につきましては、資料3の条例の概要で説明をさせていただきます。1の改正の趣旨でございますが、資源回収ステーションに排出された資源物の持去り行為を防止するため、罰則の規定等所要の改正を行うものでございます。2の改正内容でございますが、1点目の資源物の持去り行為につきましては、町の指定する場所に排出された一般廃棄物のうち、再利用の対象となる物として規則で定めるものについて、町及び町長が指定する者以外の収集・運搬を禁止するものでございます。2点目の持去り行為に対する禁止命令につきましては、1点目の収集運搬の禁止に違反した者に対して禁止命令を発出するものでございます。3点目の海田町行政手続条例の適用除外につきましては、持去り行為に対する禁止命令について、海田町行政手続条例第3章の不利益処分に関する規定は適用しないこととするものでございます。4点目の禁止命令に違反した者に対する罰金につきましては、持去り行為に対する禁止命令に違反した者を20万円以下の罰金に処するものでございます。5点目の法人・使用者に対する両罰規定につきましては、法人等の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等の業務に関して、4点目の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人等に対して20万円以下の罰金刑を科するものでございます。6点目の海田町美しいまちづくり条例の改正につきましては、海田町美しいまちづくり条例中の資源物の持帰りの禁止に係る規定については、内容が重複することとなるため、削除するものでございます。3の施行期日でございますが、罰金を規定することから、周知期間を十分取ることとし、令和4年7月1日とします。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。先ほどありましたが、再々、提出される執行部に対して、書類に誤りがあった差替えが、臨時議会、本会議、あるいは委員会でもありますが、私が前の議運の委員長のときに、十分に気を付けてこういうことはないようにしてくださいと、執行部に申し入れたら、今後、このようなことがないように、十分気を付けて一生懸命やりますということやったが、ずうっと最近もまた誤りがあって、差替え、差替えがありますがね、どこからどこまで執行部は反省しちよるか、ちょっと総務部長、そこらはっきりと。何回誤りがあって、人間じゃけ、間違いはあるんよ。これは再度確認してね、毎回みたいに、これ、差替えがあるんよ。それをね、ちょっとあなた方は気の緩みじゃ思うんじゃが、その点に対してちょっと答弁をお願いします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）度重なる資料の差替え、これまでも何度もございましたし、今回もございました。大変申し訳ございませんでした。これまでもチェックをして、議会のほうに提出するということで徹底してまいりましたが、再度こういったことが起こったことにつきまして、非常に反省しているところでございます。毎回、次ないようにということでお話をさせていただいておるんですが、何度も度重なりまして、申し訳ございません。次から、再度、複数の目でチェックをいたしまして、議会に提出する資料につきまして、誤りのないよう徹底してまいる所存でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。兼山議員。

○7番（兼山）7番、兼山です。第47号議案の海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例のこの一部の改正なんですけど、中によく見ると、条例の中に条例があるような、これでいいのかなということで確認。資料3を見ると、（6）ですか、2の。ここにも条例の改正が、まちづくり条例の改正が入っているんですが、条例の中に条例があるような条例なのか、第47号議案に追加し、第48号議案に追加するべきなのか、ちょっとそこについて質疑いたします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）こちらにつきましては、改正の手法といたしまして、本則でもって廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正を行わさせていただきまして、それに関連して、この規定を設けた、本則の規定を設けたことによって、重複する部分、他の条例と重複する部分を削除するという形のところを附則でもって改正させていただくという改正技術の面でございます。

○議長（桑原）よろしいですか。佐中議員。

○15番（佐中）ちょっとこの条例を改正するに当たって、条例そのものは結構だと思うんですが、これを運用するのに具体的に現行犯でなければいけないのか、あるいは写真とか、あるいはほかの方法、何があるか分かりませんが、証拠、規定、これらはどのようにしてこの条例を活用するのか。先ほどあった本則には、それはどういう規定があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）具体的な運用といたしましては、いろんな情報を基にして、

職員による張り込みと、それとか委託業務による監視パトロール、その他防犯カメラ等の写真によって人物を特定できた場合、指導勧告及び禁止命令を発していきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっとそれでは、これ、ざる法みたいになってしまうよね。もっと具体的な規定がなかったら、これが適用できない。ただ作っただけで、抑制にはなるかも分かりませんが、今の証拠書類を、相手はどうしても逃げようとしますよね。それを防止する、あるいは証拠を隠滅しないような、あるいは逃げられないような、そういう規定がなかったらこれが生きてこんと思うんですが、その辺の取組、規定はどうなってるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）方針といたしましては、先ほど御答弁させていただいたとおり、情報に基づいた現認と監視カメラ等の証拠書類に基づいて、警告から命令、禁止命令、そして最終的には、命令に背いた場合は、警察への告発という形を取っていきたいと考えております。

○議長（桑原）よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第47号議案について採決を行います。お諮りいたします。第47号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第48号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第48号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改正するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森） それでは、第48号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の5ページをお開きください。併せて、資料5、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要及び資料6、海田町国民健康保険条例新旧対照表をお願いいたします。内容につきましては、資料5、条例の概要で御説明いたします。まず、改正の趣旨でございますが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改定するものです。次に、改正内容でございますが、出産育児一時金及び加算額の改定でございます。資料中央の改正前、改正後のところを御覧ください。出産育児一時金には本来分と産科医療補償制度に加入する医療機関等が出産した場合に支給される加算額があり、両者を合わせた支給総額は42万円となります。次に、産科医療補償制度とは何かですが、これは出産に関し、出生児が重度の脳性麻痺になった場合に、その出生児と家族に対する経済的補償をするものとして、加算額及び補償金を支給するものでございます。この補償制度の掛金につきましては、産科医療補償制度に加入する医療機関が支払うもので、出産者本人がこの制度への加入や掛金支払いの必要はございません。改正内容につきましては、加算額、現行の1万6,000円を1万2,000円に減額変更し、これに伴う少子化対策としての重要性から総支給額42万円を維持するため、本来分40万4,000円を40万8,000円に増額変更するものでございます。今回の改正は、出産育児一時金の内訳が変わるだけで、支給総額に変更はないため、保険者に財政的な負担はございません。施行期日は令和4年1月1日でございます。経過措置としまして、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第48号議案について採決を行います。お諮りいたします。第48号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第5、第49号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第49号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） それでは、第49号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書の6ページをお願いします。併せて、資料7の条例の概要及び資料8の新旧対照表をお願いいたします。内容につきましては、資料7の条例の概要で御説明いたします。1の改正の趣旨でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。2の改正の内容の1点目は、電磁的記録による諸記録の作成等を可能とする施設等の拡大で、これまで、特定教育・保育施設における諸記録の作成等について、コンピュータによるデータ処理を行うことができていたものについて、特定地域型保育事業者においても可能とするものでございます。2点目は、その他省令の改正に伴う字句の整理を行うものでございます。参考といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を一覧にしております。特定教育・保育施設は町内にもございます。認可保育所、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業がございしますが、現在、町内には事業所はございません。3の施行期日は公布の日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。兼山議員。

○7番（兼山） 7番、兼山です。改正の内容もその他も理解できまして、字句の整理を行うということで、資料の8見ましたら、第4章の雑則があるんですが、4ページも雑則が

ありまして、これ、読み方というか見方としては、字句の整理なんですけど、どこまでのページが目次なのでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 今回のその他の改正の内容ですが、特定教育・保育施設における電磁的記録等による諸記録の作成が可能という内容が、これまでは第2条の内容及び手続の説明及び同意というところに規定されていましたが、今回、新たに特定地域型保育事業所が加わった内容が新たに第4章53条の電磁的記録に規定されたものでございます。

○議長（桑原） 兼山議員。

○7番（兼山） ここは理解できるんですけど、この新旧対照表で見ると、1ページのところが目次でいう考えでよろしいんでしょうかね。もう一回、ちょっと同じような質疑ですけど、答弁いただけますでしょうか。1と4に、雑則が2個書いてあるので、だから、そこについて、1ページが目次で、あとは本文という解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 議員御指摘のとおり、1ページ目が目次でございます。

○議長（桑原） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第49号議案について採決を行います。お諮りいたします。第49号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第6、第50号議案、海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第50号議案、海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。寺迫レジャー農園を令和3年12月31日で廃止するため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）第50号議案、海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の10ページを御覧ください。資料につきましては、資料9の海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の概要と、資料10の海田町民レジャー農園設置及び管理条例新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料9の条例の概要で行います。まず、1の改正の趣旨でございますが、寺迫レジャー農園の土地所有者から土地の返還要請があったため、令和3年12月31日をもって、寺迫のレジャー農園を廃止し、土地所有者へ土地を返還するものでございます。次に、2の改正の内容についてでございますが、資料10の新旧対照表のとおり、第2条の表、寺迫レジャー農園の項を削るものでございます。次に、3の寺迫レジャー農園につきましては、記載のとおりでございます。次に、4の経緯でございますが、令和3年6月10日に土地所有者の親族の方より土地を返還してほしい旨の申出があり、総務建設委員会において御説明させていただいた後、記載のとおり、全ての入園者の方からの同意書の受領を完了いたしまして、11月1日に返還に係る土地所有者の方との覚書を締結したものでございます。次に、5の今後のスケジュールについてでございますが、12月31日をもって入園者の方のレジャー農園利用の終了、土地所有者の方への土地の返還を行い、令和4年1月から入園者の方に入園料の一部返還を行うものでございます。施行期日は令和4年1月1日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。総務建設で説明があった言われるんですが、このレジャー農園を返還して、これ言われたときにですよね、これ多分、1点目ちょっと、先、聞いてみよう。これは海田東公民館の裏じゃないか。場所をちょっと確認します。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）御指摘のとおり、海田東公民館の裏でございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）今までは再々ですね、海田図書館の駐車場も返還して、駐車場を遠くにやって。この前もね、私は、海田東公民館の前の駐車場をね、私有地を借りちよるんよ

の。私有地借りるぐらいなら、まあ経過はこないなったんじやが、経過になる前に、公民館建替えの計画もあるので、財政難でそれは無理かも分からなかったか知らないのじやが、取得をしてね、駐車場にして、たちまち。なぜか言うたら、これ、曾田いうところよ。もともと浸水になるから、将来、の、公民館の駐車場にボックスカルバートやって、一部貯水池にする計画もあるわけよ。だから、先行して、ええ例が、海田図書館の例よ。同じ土地、利用するんじやったら、財政難でそれは難しかったか分からんのじやが、所有者から返還があったときに、できたら海田町に将来性、海田町も利用価値があるので譲ってもらえないか、そういう交渉はやられたかやられんか。財政難でやらんかったいやあ、それまでじやが。そこらちょっといきさつを詳しくお願いいたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回、返還のことで申出があったんですが、これについてはその方、これまで25年間ほど無償で農地として、町のほうにレジャー農園の農地としてお貸しすると。それで、それにつきましては、今後、御本人が土地利用、共同住宅の土地利用、既にお考えということもございましたので、それで町のほうに譲っていただきたいとかそういうふうな話はいたしませんでした。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）そこを言いよるんよ。なぜ、無償で貸しとったんはええんよ。だけど、はっきり言うての、なぜ返してくれ言うたら、相続税問題があるわけよ。だから、何で相続問題があったら、よそ売るか、共同住宅、建売りが建つのは分かっておるんよ。その前に、なぜ、こういう海田町に利用価値があるんじやから、そういう問題を、海田町、売ってもろうてクリアできるんじゃないですかちゅう話よ。あんたら、そういうことは図書館でようよう経験しちよろ。何でそういうことが先行して話合いができなかったか。頭にそういうことが全然なかったならそれでもしょうがない、ここまでやってしもうたんなら。ほじやが、将来的には公民館建替えやりやあ、あそこ曾田地区はすぐ水につかるから、将来、そういう計画があるんなら、ボックスカルバートでもやってからに、あそこ、あるじゃろう、下水で、計画が。だから、そういう計画性を持ったことができなかったかいうて聞いちょるんよ。あんたらの考えやけん、そこまでは考えてできなかった言われりや、それでいいんじや。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回は、その土地所有者の方、いろんな御事情ですね、100歳近いと

いうふうなこともございまして、強く返還のほうをお望みだったというのがまず第一にあります。今後につきまして、そういうふうに町としてメリットのあるような土地というものが出てくるようなときには、また、そのときに適正に判断してまいりたい、このように考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）議案については、別に廃止をするということで、30区画なくなるんですが、今までレジャー農園について、6か所、7か所ぐらいあるのを私記憶しとる。全然一回も増えたことがなくて、どんどん減してしまっ、削減をして、とうとう廃止で1個しか今残らない。しかし、利用ニーズは多々あると思うんですよ。これから、地権者に対して募集をかけたり、あるいは休耕地であるところ、そういうところを拡大するようなことが考えてないのかどうかをお尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今後のレジャー農園の在り方にもつながってくるんですけども、市街地でなかなかまとまった土地を無償で御提供いただくのはなかなか難しい面がございます。縁辺部でございますと、例えば駐車場の問題であったり、イノシシ対策の問題も出てこようかと思えます。そういったことについては、今後とも候補地については、可能な限り探っていきたいというふうには考えております。また、現在、JR海田東の裏のほうにレジャー農園ではなくて菜園として、NPO法人のほうで管理しているところがございます。これについては周辺で約10か所ほど、もっと更に広ければ更にたくさんあるんですが、そういった民間のほうでもいろいろ取り扱っております。ということで、今後については、そういったNPO法人とも連携しながら、貸したい人がいらっしゃる場合、借りたい人がいらっしゃる場合、それぞれあると思うので、その辺のこともいろいろ連携を取りながら、少しでもそういった野菜づくりの環境が保てるような形での取組というのは、引き続きやってまいりたいというふうには考えております。

○議長（桑原）すいません、確認させてください。JR海田東かJA海田東かどちらですか。建設部次長。

○建設部次長（門前）失礼いたしました。JAの誤りでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。先ほどの崎本議員の続きになるんですが、これを廃止すること自体というのは、もうここまで来た以上、止めることもできないですが、当初

の段階で、あなた方が公民館、将来建替え、もう一つはあそこに下水道計画、雨水計画がございますよね。公民館なんか網掛けてありますよね。これ間違っていないと思うんですが、それらを鑑みたときに、まずは向こうが来たときに、まずは土地を売ってくださという交渉をすべきだったのではないですかね、それについては全くあなた方は考えてないんですかという質問されてたんですよね。それが中途半端になつとるので、それに対して引き続き質問させていただきますので、それに対してきちんとした、交渉する気もなかったんか、しなかったのか、それとも、そんな余裕もなかったのか、明確に御答弁願います。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）その方は100歳ということもありまして、所得、そういった所得のことを考えまして、実際に土地活用、余り詳しいことはちょっとここでなかなか申し上げることは難しゅうございますが、そういった、今後のことも含めて、御家族のほうで資産的なことも含めて、あんまり細かいこと言いにくいんですが、総合的に資産的にどういうふうに取り扱うかということで、売買とかそういうことではなくて、御自身で、ある意味、資産活用しながら、そういうことになるかと負債ということも出てこようかと思えます。そういった総合的にどういったことがメリットが高いかということも含めて、今回はですね、今回はそういうことをお考えだったので、それについては尊重をさせていただきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）聞いたことに答弁してください。私が聞いたのは、そのときにそういうことを考えたんですか、考えてないんですか、相手の言いなりのままだったんですか、この三つしか聞いてないんですよ。中身をどうのこうの聞いとるんじゃない。考えてないなら考えてなくて、それはそれではっきり言えばいいじゃないですか。失敗したんなら失敗したでいいじゃないですか。言い訳しなくていいですよ。本来であればこういうときには、将来の海田町の計画、下水道のことを考えたり、それからすれば、当然、一言でも、これは多分駄目なのが分かってでも、まずは土地を売ることはできませんかと声掛けるんが、これは町長がオーケー出すかどうかは別ですよ、やるべきじゃなかったんですかって、皆さんが聞いているんですから、それについて、そこまで考えませんでしたなら、申し訳ない、考えませんでしたでいいですよ。きちんとそういうふうな、聞かれたことに答えていただけませんか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回は御本人の意思を尊重したということで、結果的にそのようなことはいたしておりません。今後、そういうことがありましたら、まずお声掛けをするというところは検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）町の計画、大きい計画がたくさんあちこちつながっているところがあると思う。だから、必ず、これは駄目でもいいと思うんですよ。必ず、こういうものがあれば、まず売っていただけませんか。これはやっぱり職員として、まずやるべき仕事だと思うんで、これ、たちまち、ここ言っていますが、ここだけじゃないですよ、全体の話ですよ。極端な言い方したら、元の話に戻るのでも言いたくはないんですが、さっきの話につながりますからね。しっかりと目線で将来を見据えて判断して動いてください。だから、今回は全然そこまで頭は回らなかったんですね。そういうふうな、それならそれでいいですから、そういうふうに答弁ください。

○議長（桑原）答弁要りますか。

○10番（宗像）答弁ください言いました。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今後につきましては、御指摘を踏まえて、適切に対応してまいりたい。今回は御本人の意思を尊重して、そのような対応ができてなかった。今後につきましては御指摘のことも踏まえて適切に対応してまいりたい、このように考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第50号議案について採決を行います。お諮りいたします。第50号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第51号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算を議題といた

します。町長より提案理由の説明を求めます。ちょっと静かにしてくださいよ。発言中は私語を謹んでください。町長、どうぞ。

○町長（西田）第51号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算第7号。この度の補正予算につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第51号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算第7号について御説明いたします。

初めに、資料11、令和3年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。なお、この度の補正予算においては人事異動等に伴う職員給与や諸手当、共済組合負担金の増減、会計年度任用職員報酬や労働保険料等の増減を行っております。また、精算に伴う前年度国・県支出金の返還金の増やこの度の特別会計の補正予算に伴う繰出金の増減等を行っておりますが、件数が多く、繰返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただき、主な事業について御説明をさせていただきます。

それでは、資料11の5ページ、6ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の人事管理一般事務事業のうち、定年延長に伴う例規整備支援業務委託料については、地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年4月1日から職員の定年が延長されることから、必要となる例規整備について一部支援を受けることにより、円滑な導入を図るため増額するものでございます。なお、令和4年度にまたがり業務が引き続くため、繰越明許費を併せて設定いたします。次の庁舎移転事業については、その予算措置についての資料を資料12で、また工事等箇所図として資料13を併せて提出しておりますが、海田町新庁舎建設工事の電気及び機械の工事を進めるため、電気及び機械工事の事業費のうち、令和3年度支出見込分をこの度の補正予算で予算措置するもので、その財源として起債と公共施設等整備基金繰入金を歳入で計上いたします。また、工期は令和5年度までまたがるために、電気及び機械工事の事業費のうち、令和4年度及び令和5年度分の必要見込額について、債務負担行為の限度額としてそれぞれ設定いたします。次の交通安全施設整備事業については、カーブミラー等交通安全施設新設工事費について、設置機器数が当初見込みを上回ることにより増額するものでございます。

次に、15、16ページをお願いします。民生費、児童福祉費の中段、児童手当支給事務事業のうち、児童手当システム法改正対応業務委託料については、令和4年度に児童手

当制度の改正が行われることに伴い、システム改修費を増額するもので、その財源として国庫補助金を歳入で計上いたします。次の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業及び次の給付事務事業については、事業概要資料として資料15を併せて提出しておりますが、子育て世帯の生活を支援するため、支給対象児童1人につき5万円を支給するため増額するもので、その財源として国庫補助金を歳入で計上いたします。次に、17、18ページをお願いします。児童クラブ運営補助事業については、社会福祉法人住田学園福祉会が整備を進めている令和4年1月に開設予定の仮称みどりのもり児童クラブに対する運営費補助金を増額するもので、その財源として国・県交付金を歳入で計上いたします。

次に、19、20ページをお願いします。衛生費、保健衛生費のがん検診事業については、健康増進法の改正に基づき、検診結果等について自治体間で情報連携を行うシステムを整備するため増額するもので、その財源として国庫補助金を歳入で計上いたします。次の新型コロナウイルスワクチン接種事業については、事業概要資料として資料16を提出しておりますが、追加接種を行うため増額するもので、その財源として国庫負担金及び国庫補助金を歳入で増額いたします。また、年度をまたぐ事業費については繰越明許費を併せて設定いたします。次に、21、22ページをお願いいたします。中段の未熟児養育医療費給付事業については、未熟児養育医療費が当初見込みを上回るため増額するもので、その財源として国・県負担金及び保護者負担金を歳入でそれぞれ増額いたします。次の不妊・不育治療費等助成事業については、申請件数が当初見込みを上回るため、不妊治療費助成金を増額するものでございます。

次に、23、24ページをお願いいたします。清掃費のごみ収集処分事業については、資源物売払金が当初見込みを上回ったことにより、売払収入を歳入で増額するとともに、それに伴う資源物回収奨励金の増額を歳出で併せて計上するものでございます。

次に、27、28ページをお願いいたします。商工費の海田町地域経済応援事業については、事業概要資料として資料14を併せて提出しておりますが、海田町感染防止対策・地域経済応援クーポン第3弾を実施するに当たり、前年度から確保している繰越予算、約4,000万円に対し、一部不足が見込まれるため、350万円を追加で増額するものでございます。

次に、31、32ページをお願いします。土木費、道路橋りょう費の町内道路修繕事業については、箇所付けのない道路修繕工事費が当初見込みを上回ったことにより増額する

ものでございます。また、同事業のうち、当初予算に計上してある箇所付けのある道路修繕工事の一部については、年度内に工事が完了しないおそれがあるため、繰越明許費をこの度設定いたします。次の橋りょう修繕事業については、資料18の工事等箇所図を併せて提出しておりますが、畑の谷橋橋りょう補修詳細設計業務を行うため増額するもので、その財源として国庫補助金と起債を歳入で計上します。また、年度をまたぐ工期となるため、繰越明許費を併せて設定いたします。

次に、33、34ページをお願いいたします。都市計画費の一番下の海田総合公園整備事業については、資料17の工事等箇所図を併せて提出しておりますが、海田総合公園キャンプ場進入路拡幅工事において、当初は敷地造成工事における掘削土を盛土材として流用することとしていましたが、掘削土の土質の状態が悪いため、土質検査を行った結果、盛土材として適さないことが判明し、掘削土を全て処分する必要性が生じたことにより、工事費を増額するものでございます。また、同事業のうち、当初予算に計上してある海田総合公園キャンプ場キャンプサイト造成工事については、年度内に工事が完了しないおそれがあるため、この度繰越明許費を設定いたします。

次に、37、38ページをお願いします。河川費の町内水路浚渫事業と次の河川修繕事業については、箇所付けのない工事費について不足が見込まれるため、それぞれ増額するものでございます。

次に、41、42ページをお願いします。教育費、小学校費の小学校管理運営事業については、医療的ケアが必要な児童が来年度入学予定であり、そのための環境整備するための施設修繕料の増に加えて、雨漏りや緊急安全点検に伴い施設修繕料に不足が見込まれるため、増額するものでございます。なお、41ページ、小学校費の特定財源と、43ページ、中学校費の特定財源の県支出金の増については、学力向上を目的とした学校教育活動支援事業費補助金について交付決定を受けたことにより、歳入で増額補正し、関係する小中学校費にそれぞれ充当しております。

続きまして、歳入を御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。なお、歳出補正で御説明した特定財源の増については説明を省略させていただきます。2ページ、一番下の財政調整基金繰入金については、この度の補正の財源調整のため、減額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第51号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5億9,455万9,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を129億4,974万9,000円とするものでございます。次に、3ページ目をお願いします。第2表、繰越明許費について、歳出補正で御説明した繰越明許費の設定のほか、仮称町道143号線道路改良事業、河川改修事業、農業施設災害復旧事業についても、それぞれ繰越明許費を設定いたします。続いて、4ページ目をお願いします。第3表、債務負担行為補正については歳出で御説明のとおり、海田町新庁舎建設工事の電気及び機械に係る額について、それぞれ令和5年度までの限度額を設定するものでございます。次に、5ページ目をお願いします。第4表、地方債補正についても、歳出で御説明のとおり、それぞれ増額変更するものでございます。以上で、令和3年度海田町一般会計補正予算第7号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。この際、議長より注意をいたします。先ほどから再三申し上げておりますけども、議事進行中の私語は厳に慎むようによろしく願いをいたします。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）議長一つお願いがあるんじゃないか。議員も質問する場合に、悪いか知らないじゃが、執行部もちやっと聞かれたことを、きちっと答弁してください。そのために私語をしようんじゃないか、ちょっと間違いじゃないか、どうのこうのということが生じるわけや。執行部の側もちやっと質疑、質問されたら、それに的確な答弁をお願いするように、議長、よろしくお願いします。

○議長（桑原）副町長、お答えください。

○13番（崎本）待ってよ。わしは、1回も2回も3回も、これ、1回目でやられちゃいけんけん、まとめて答弁してください。また、1回になる。本題に入ります。総合公園の進入路の件でございますが、この進入路というものは総合公園の計画の中で、何年前か購入されたよ。購入されたんよ。そのときに購入するとき、ある程度、わしは金額は知っておるんじゃが、そのときにこういう土地で、こういう土地じゃ、こういうあれだということを多分明確にできたわけよ。できたはずなんよ。ほうで、現状を見て入札執行して、その結果、それが適さないちゅうことは事前に分かっちゃるはずなんよ。わしが見ても分かっちゃるんよ。そこでまた、補正予算を出して、これ、わし、今、気が付いてあれやったんじゃが、裏、見て、こういう余裕はなかったんじゃがね、広島ガステクノサービスという会社よ。これ、海田町の入札でほとんど何でも、何でもいうたらおかしいんじゃが、ある程度のあれは入っていっちゃいます会社だと思うんよ。ほいでね、これ、海田町の判断でやられたか、土質調査をされたか、ここに掘削状況確認

いうて書いてあるんじやが、結局、こういうことを再々補正で出されるということは、町の判断が業者の言いなりになって、これじゃいけませんよ、こうされたほうがいいですよ言うて、業者の言いなりになっちよるみたいに感じるんよの。それをつくづく感じるんよ。それで、この畑の谷橋橋りょう補修工事設計委託でもね、これもう2回目よの、設計委託されたのは。町道。あんたら見ても、あんたら覚えちゃあへんわあ。2回目安んよ。これ、こうやってこの下もやられたんじやが、やっぱりの、ある指摘があつて、されるかどうか知らんのじやが、こういうことが今まで再々あるわけよ。業者やってもらうの結構じやが、やっぱりこの広島ガステクノサービスという会社は、何でもやってよの。今の業務委託で、橋の悪いところとか何とかかんとか、ああいうこともやりよつて会社だと思ふんよ。私もいろいろ調べたんじやがの。だから、私が言うのは、ここへ道を拡げ、総合公園をやるために土地を購入されたんよ。そのときに計画性を持って、土地を購入されて、この土地がこういう具合で将来こうやったらこう、それに対して買われたんじやから、それ、買われたのはいい。それに工事の委託をされて工事を出したら、残土の盛土に適さないと、業者から委託があつて、こんだけ補正予算でやられたんじやが、それを、どこまで、自分らの計画性を持ってどこまでやられたか、業者の言いなりか、やってみたらここは適さないからこれはいけませんでしというて、今まで何回もある。それはやっぱり入札をかける前に、そこまで設計委託されたところにミスもあるし、委託業者のミスもある。その委託業者に何千万ちゅうお金をやる執行部にも何ら責任はないとは言わさんよの。ほれ、それに対してこういうことは事前に分かちよるはずなんじやが、それが分からなかったか。それ1点目。まだ1回しか言っちよらん。

○議長（桑原）答弁をする前に、一言、議長のほうから注意をします。執行部におかれましても、質疑に対して正確に答弁していただくようお願いをしておきたいと思いますが、副町長、よろしくをお願いします。副町長。

○副町長（今岡）御指摘をいただきましたように、そのように努めてまいります。また、議会終わりましたも、もう一度、再度、私含め、管理職、こちらの議場で答弁する者に対しまして、そちらのほうを徹底してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回、御指摘いただいた場所なんです、この場所がちょうど木が植わっておりまして、その場所を実際に木を伐採して、根を、除根というんですが、除根してその結果でないと分からなかったというのがございまして、その除根した結果、

実際には盛土に適さない可能性が出てきたということで、それで実際に土質調査をしたところ適さないということが分かりましたので、この度、このような形で処分というふうな方法を取らせていただいたものでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） それはあんたらの土地購入するときに現地確認されてないからよ。ここがもともと何があったかいうたら、大きなクスノキがあったのは知っとるよ。その上にはハト小屋があって、その上には水道屋さんの資材置場があって、残土で埋まっちゃう。その上には江草さんの資材置場があったんよ。それらの資材置場の残土なんよの。それを町が購入したわけよ。だから、町が購入するときにここの場所のほう、移設してください、代わってくださいいうて、代替地を世話されたのもあなた方なんよ。どこへやられたか、どこを紹介されたか、その人からも苦情が、わしゃ入っちゃうんよ。ついでやけん、わしゃ、言おうか思うんじゃがの。その人がまたそこへ下水道屋さんがそこへ向けて、その下水道の工事に必要なものや残土やらをまた持ってきちゃうんやけん、そういう苦情が入っちゃうわけよ。それをいつか言おうか思うたんじゃがね。ここを、代替地を紹介されたのも海田町なんよの。それ、知ってっぺんですか。それを知って答弁してっぺんですか。そこら、前田さんが言われるように、その場しのぎで答弁してもろたら困るわけよの。ほんじゃ、これ済んだら、またこんだ海田町にお願いして、こういう状況じゃがこれを何とかしてくださいいうて、わしゃ、地主から頼まれちゃうけん、また言うんじゃがの。だから、ここにあった水道屋さん、あれは江草興機、それを場所をここに移動してくださいませんかいうて、紹介して移動して、その場所を買われたのも海田町なんよの。だから最初から言うたら、こういう場所だったらそこを知ってっぺん買われて、工事入札をかけられたから、そういう配慮があつて入札されたなら、そういうものをちゃんとあれして入札されたら、こういう補正予算なんか要らんはずなんよの。今まで補正予算、補正予算いうて、いろいろ工事出したら、今の業務用スーパーのところでも何回補正予算出したか。ちゃんと調べたら分かることよ。わしでも知っちゃうんだから、わしゃ、ま、黙っとったんじゃがの。そこらをちゃんと検討して、計画性がないうちゅうことを再々言いよるじゃない。そこらを熟知してからに、やっぱりせんかったらね、あなた方の土木か都市整備、やっぱり計画性がないよ。参事、わし、参事にも言うたんじゃが、今、総合公園で兼山さんが説明やったんじゃがの、法面でも、法面はイノシシの道になるけん、ちいとでもコンクリート擁壁をしてくれとお願いしたが、でき

ん言うたのが、最終的には何とかほんじゃやりましょうちゅうことになったんじゃが、そういうことを熟知してからに、やっぱり計画立ててもらえんかちゅうことを、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）言われることは分かりました。地歴のことをしっかり踏まえて、設計に当たるようにという御指摘でございます。今、貴重な御意見いただきましたので、今後、業務に生かせるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。兼山議員。

○7番（兼山）7番、兼山です。資料の11番28ページで、応援のクーポンですけど、これも委員会でも聞いたんですが、資料の14と併せて。結局、これ、1,000円を配るのにどれだけお金がかかるのかちょっと聞きたい。350万を追加して、世帯ごとに郵送することですから、恐らく1万2,000世帯、そこら辺の数の詳細、そして、それに係る費用、印刷製本とか郵送とか、第2弾とか見たら350万か400万かかっているんですが、そこら辺の詳細。海田町にはデジタル推進課というのがありますけど、もしそれでキャッシュレス決済をしたときの経費も含めて、それを多分、会議で決めてこのクーポン、アナログにしたと考えられるんですが、そこら辺も含めて質疑しますが、答弁いただけますか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）今回、クーポン第3弾の追加分を含めた必要額は、資料に記載のとおり約4,300万でございます。町民1人、3万1,000人で予算を組んでいますけれども、それが3,100万、ですから、それを差し引いたものが事務費というところになるかと思えます。ざくつとした内訳ですけども、通信運搬費が約145万、それから銀行への振り込みですとか、新聞折込みの手数料等に約13万円ほど組んでおります。それから、今回の換金業務、今回、印刷のほうを委託料のほうで組んでおりまして、印刷、それから、クーポン券の封入封緘、そういったものを合わせてやるようにしておりますけれども、これももう既に執行がありまして、執行残が出ておりますけれども、予算を組んだときには約250万の内訳となっております。それから、最後のデジタル決済の話なんですけれども、委員会のほうでも申しましたけれども、町としてはそのキャッシュレス決済事業のことを全面的に否定しているわけではございません。クーポンを使うことによって、キャッシュレス決済、そういった媒体を持ってない方にも均等に届きますし、キャ

ツシュレス決済によって町の税金で付与されたポイントが、町外、広島市とか府中町の大型店なんかで使われることではなくて、海田町の中で消費が回るようにというところで、今回、クーポン券のほうを選択したものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まずは、相対的に人件費が安くなっというのこれは大まかにどういうことでそうなるのか、かいつまんで説明してもらえばいいと思いますが、お願いします。もう一つは、6ページ、交通安全施設の整備費が、間違うとったらそのまま言うてくれればええが、従来、ほとんど年間60万ぐらいの予算を計上されとるというふうに記憶しておったんですが、特に今回補正だけが120万、どこをどのようにするのかということと併せて、1基どれぐらいの今ミラーのそれがかかるのかということ、まず1点目というか、2点目というか、尋ねてみたい。次は、24ページ、ごみの持去りということで、これ、前にもちょっと言ったんだけど、持去りも防止も結構んだけど、持去りというふうに、置き去りもあるんよ。一種の不法投棄と言うたほうがいいかも分らんが、こういうことで何回か録画式のカメラをどんどん設置しなさいとこう言うた。ということで、分配されることもいいんじゃけども、皆さんに我慢してもらって、そういう持去りあるいは置き去り含めてのそういう防止対策というんで、カメラの設置に振り替えて、ま、今更、これ言うても中身が違うんで、そこらの考えはどうなのかということとまとめてみたい。そして、次は32ページ、畑の谷橋ということで300万増額。それ、前にも言うたと思うけども、さっきもちょっと崎本議員からも出とる。こがいなものを設計しても駄目だ。写真も付いておりますが、もう床版、架替えなさいやと言うた覚えがあるんだけどね、また、増額して、委託設計、何かそれをやかましゅう言うとするのが、その計画性のなさ。これも調査したって駄目なんよ、もう見えとるわけ。この写真も付いとるがね。裏が鉄筋出てどうやらこうやらなっというが、素人が見ても、どういうふうに補強するんか。駄目じゃと思うが、それ、ちょっと業務内容、委託、委託、委託、委託いうてから、能のない話ばかりしとるが、どういうことをするんか説明をお願いしたい。そして、今も出とった総合公園、これは断面変えとるが、Aのほうを向いて、この資料でいくと17番んだけど、恐らくこのA断は、左から右向いて見ておりますよということじゃろうと思うが、そうすると、この右側に川があるんじゃの、側溝か何か知らん。1.8の法面ということで、芝を張るんかどうかわらんが。さっきも出とるが、イノシシが出るじゃ出んじゃ。これ、また崩れるだけなんよ。ち

よっと、造るのはええが、その辺の計画性がないんじゃないか、これだけの話か、今回、これ、いわゆる残土、処分するだけの予算なのか、これはどういうことなのか、道路の断面を含めての説明をお願いしたい。そして、もう一つは、38ページの河川改修、100万円増額、箇所図ではありませんよという説明なんじゃけど、従来、ここしばらく業者がおらん、工事が遅れとる、るるそういうことでずうっと執行残、執行残いうて、土木工事費が前回も決算でもあったが、3億5,000万か、約、執行残が出とる。理由は何なの。業者がおらんのです。ここに河川の清掃費、箇所付けはありませんいうて、また100万円増額。できもんものをやっとるんじゃないか、その計画性云々いうて問うとるんじゃないが、どうするんか、箇所付けもないものを増額して、単に予算の帳尻合わせなのか、そこらも含めて、取りあえずそれをだけ聞いてみようか。以上。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）まず、人件費の減について私のほうからお答えさせていただきます。

人件費につきましては、4月1日の人事異動に伴いまして、資料の中では増減をそれぞれ費目でさせていただいておりますが、今回、それらを全て合わせますと5,000万円程度の減にしております。これの主な理由につきましては、当初予算時には見込んでおりません育児休業、それから部分休業の部分について減額をさせていただいております。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）交通安全施設整備事業、カーブミラーの設置でございますが、今年度、約53万円予算を組んでおりました。4件要望等により設置しておりまして、今回、ちょっと予算がもうなくなってしまうので、今回、増額補正するものでございます。ミラーの設置の費用でございますが、鏡面が、1面の場合と2面付ける場合と、あと、電柱に添架する場合、あと、柱と一緒に立てる場合で当然違うんですけれども、ちょっと例で申し上げますと、鏡面を2面付けて柱を立てて設置する場合は大体18万円程度かかります。シングル、鏡面1面であれば7万円程度というふうになっております。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）自分のほうからは、畑の谷橋橋りょう補修設計業務の業務内容についてのまずは御質問です。御指摘のとおり、昭和38年築造の大変古い橋で老朽化が進行しております。平成29年度にこれは主桁のほうで老朽化が著しいということで修繕をさせていただいて、今回の業務内容は床版、写真にありますとおり、床版の裏が鉄筋が露

出して老朽化が進んでいるという状況なんですけども、29年度の当時にはそこまでの進行がなかったために必要最小限の補修をさせていただいた。それから数年経ちまして、今度は改めて橋りょうの点検をしたところ、主桁、床版のほうに老朽化が進んでいたということで、また改めてですが、そちらの補修、鉄筋が露出しているところを、どのように補修して、今後どのような長寿命化を図っていくかというふうな設計を行っていくものでございます。ということで、架替えではなくて、必要最小限の補修を行うことで今後も長寿命化を図っていくという考えでやっております。もう一つ、箇所付けのない河川修繕工事についてということなんですけれども、予算の立てりとしては、箇所付けは行っておりませんが、今後やるべき修繕内容として、今2か所を河川内の支障物を撤去しなければならないというふうな地域の要望がありまして、それに対応するための、今回の補正額ということで把握をしております。以上です。

○議長（桑原）総合公園は。建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいま御指摘のありました総合公園の関係ですが、進入路のところで法面の関係でイノシシのことをおっしゃっていたものですが、それについては、何らかの対策ができないか、これについては検討させていただけたらと思います。また、今回は土砂の処分と運搬費合わせた金額でございます。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）資源物の持去り防止についてでございますが、今回の補正でのカメラ等の購入は考えておりません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）もう一回聞きますが、カメラは、言うたように、カーブミラーの話ね、カーブミラーはさっきも言うたように53万円とかいうのがあったけど、年間、漠然と、例年60万ぐらいの計上という頭が、何年か頭にあるんですよ。井的にね。ところが、今回補正だけが120万だよ。それで何がどんなに増えたんかと聞いとるわけよ。1基18万円とか2面がね、1面が7万円だとかいうのはそれは分かったよ。どうしてこんなに年間、今言った60万しか要らんものが、今になって、もう年度も半分過ぎとるにもかかわらず、例年の倍要るんかということを聞いとるんよ。それを再度、答弁願いたい。畑の谷橋、駄目な、鉄筋がむき出しになつとる、どのような補強するか。それはもうはっきり言うて、鉄筋がむき出しになつとるということはさびてからの、鉄筋そのものの断面がもう既にさびとるということは幾らかちっちゃなつとる。分かりやすく言うと、

所要の強度がないだろう。それをどのように補強しようか、今から考えるんじゃ。コンクリが割れて、鉄筋がむき出しになっとるものを、恐らく普通に考えて補強する方法はないと思う。どのような方法があるんか知らんが。含めて説明を願いたい。だから架け替えたら、床版だけでやり替えたほうが早いんじゃないか、そのほうが安くて早くていいものができるんじゃないか、強度的にも含めて、どうなのか。河川の100万円、箇所付けない、それ、2か所、どっか出た。消化できるんならそれはそれでいいよ。要望が出れば答えてあげるのは、あんたらも仕事だろう、我々もそういうのを聞きゃ、なるべくいいようにしてあげたいという気持ちは分かる。さっき言うたのは、二言目には、業者がおらん、仕事ができん、さっきから工期遅れ、るる一般質問でも出とる。業者がおらん、仕事ができん、働く人がおらん、外人労働者いうたら、コロナで飛行機が飛ばんじゃの、入国禁止じゃ、仕事はできません、できませんいう答弁しとるんよ。だから、箇所付けないようなもんなら、いっぱい仕事が残があるんだから、執行残もあるじゃろう。あるいは未執行の要らんもんが出て、さっきも言うた3億5,000万も明許したり、未執行しておる。補正まで組む必要があるのかとこういうて言うとするわけじゃがの、どうなんか、もう一回、詳しく答弁願いたい。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）カーブミラーの設置費でございますが、例年、2件とか3件とかという要望件数でありまして、設置件数が少なかったものですから、実際、確かに昨年度は約40万円、その前も50万円ぐらいの決算額でございました。ただ今年度は地域からの要望が複数出ておりまして、今年度予算をもう使い切った状況でございます。これからはちょっと要望が出てくる見込みでございますので、補正予算を出させていただきます。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）二つ御質問いただいた中の畑の谷橋の鉄筋が露出しているのに、補修ができるのかというふうな御質問と思えますけれども、同じようなケースが町内のほかの橋でもございまして、既に設計を終えて、今後補修工事を行っていくことになります。そのケースが今回の畑の谷橋に同じように適用できるかは、今後のこの業務を通じて詳細に設計してみないと分かりませんが、仮に爆裂して鉄筋がむき出しになっている、鉄筋がまだ今後も断面が十分にありまして、十分もつようなものでありましたら、またその鉄筋のさびを進行させないような措置を施し、更に減っている断面につ

いては、コンクリートが減っているところについては適切な補修材で補修をしていくということで、近年になりますと、そのような高性能な材料というのも出ておりますので、そういったものを活用しながら長寿命化を図っていくということになってこようかと思います。もう一つ、河川の修繕工事で、今ある執行残の中で対応してはどうかということですが、まず、工事、修繕ということでどうしても予算の立てりが違うということと、箇所が違う。工事でやっているところを、ぜんぜん別の箇所を同じ工事ですね、執行するというのが、予算の執行上適切かどうかということもありますので、この度については近くで工事をしているという箇所でもございませんので、修繕費を補正させていただいて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）多くは言いませんがね、一つだけ知っておきたいというか、もらいたいのがあるんじやがの、昔、広島市の役所のタイルが落ちるいうので、非常にいいのりがありますいうので、注入したことある、注入をね。何が言いたいかいうとね、今あるのはセメントで、分かりやすう言うと、砂をひっつけとるわけ、石をの、セメントで。はずれたということはそのセメントと砂利いうか、砂が分離しとるわけ。それを薬注でもってひっつけるわけ。すごい力があるために、逆にそれが引っ張って、その次の隣の砂を剥離するんよ。薬注したところは確かにすごい強度を持ってひつつくんよ。ところが、逆に引っ張って隣を外すんよ。そういう知識があるかないか。ただ、今言う、薬注、カバーするんじや、どうじゃ、さっきも言うた。鉄筋がさびたということは断面が減とるわけよ。そういう断面の減つとるとこまで含めてカバーできるのか。今言う、強力な薬剤がありますよ。強力であればあるほど、側を引っ張るいうこと、そういうことも承知してやっとるんか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）今、議員御指摘のあったような、ちょっと強い材料によって、既存の弱い部分に別の破損が起こってしまうというケースについては、そういうことがあるというのは十分把握しております。その材料の選定に当たってもその辺りを十分比較検討しながら、既存部分に影響しないものというのを選定しまして、適切な修繕を、補修を行ってまいりたいと思います。断面欠損につきましても、今はセメント材料ではなく、ちょっと樹脂系であったり、いろんな材料が出ております。そういったものも比較検討しながら、最も適切な材料で補修をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 13番、崎本です。今ね、言われたんじゃがね、わし、昔、1回言うたんよ。入札残があって、項と目と款が同じ場合は土木なら土木で、同じあれじゃったら、それが適用できるんじゃないかと言ったら、それが同じあれじゃったら項目じゃったら適用できると。入札執行残や何じゃかんじゃ。それが土木債なら土木債のところでやったら、同じやったらできるという答弁を昔いただいたことがあるんよ。そういうことをちゃっと踏まえて、今の項と款と目が一緒やったらそれを再利用して、今の財政の入替えをせんでもできるんじゃないかちゅうことを1回、わし、したことがあるんじゃがの。そのときはそういうことはできますちゅう答弁があつたんよ。だから、今、補正、補正いうて出てるんじゃが、そういうことが実際可能ならそういうことを可能にしたほうがええんじゃないかと思うんじゃが、その財政か建設かどっちか分からんのじゃが、ちょっと答弁お願いします。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 御指摘の流用の件につきましては、御指摘のとおり、款、項、目、項内であれば、制度的には流用可能となっております。ただ一方で、予算議決というのは非常に重たいもので、総計予算主義の原則から、本来であれば1年間に係る収入支出の一切を見込んで当初予算に計上してその中で執行すべきもの、ただその後の変更の事由が生じた際に、仮に流用が可能なものであっても補正予算の時期に間に合うもの、あるいは額が大きいもの、政策的判断を要するものというものは、やはり補正予算にかけて議決を経て執行すべきいう考えの下に立っております。ただ一方で、緊急を要するものであるとか、軽微なものについては、御指摘のとおり、可能なものはその状況に応じて流用についても、併せて検討、対応していきたいと考えております。

○議長（桑原） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第51号議案について採決を行います。お諮りいたします。第51号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第52号議案、令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第52号議案、令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第3号。

この度の補正予算につきましては、一般管理一般事務事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、第52号議案、令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第3号について御説明いたします。

資料19の令和3年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。

資料19の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費、一般管理一般事務事業につきまして、下水道事業に係る消費税及び地方消費税の支払額が当初の見込みを上回るため、これを増額するものです。消費税の支払額は町が利用者から徴収した下水道使用料に含まれる消費税、これを借受け消費税といいます。これから下水道事業に係る施設整備等のために支払う工事請負費等に含まれる消費税、これを仮払い消費税といいます。これを差し引いた額が支払う額となります。つまり、借受け消費税から仮払い消費税を差し引いた額となります。昨年度施設整備に係る工事を繰越したため、工事請負費の支払額が減少し、消費税の支払額が増加いたしました。

それでは、次に歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。先ほど御説明いたしました増額につきましては、一般会計繰入金基準外を財源といたします。

続きまして、議案について御説明いたします。第52号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,277万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を13億889万5,000円とするものでございます。次に、繰越明許費でございます。3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正につきましては、年度内の完了が難しい瀬野川右岸排水区中筋分区雨水幹線整備工事5,000万円と中店地区污水管新設工事2,000万円を追加させていただくものでございます。以上で、令和3年度海田町公共下水道特別会計補正予算第3号についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第52号議案について採決を行います。お諮りいたします。第52号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、第53号議案、令和3年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第53号議案、令和3年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、一般被保険者療養給付事業の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）それでは、第53号議案、令和3年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

資料20、令和3年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。3ページ、4ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の一般管理一般事務事業につきましては、第三者行為求償事務において高額な損害賠償額の案件が生じ、その事務取扱手数料が当初の見込みを上回ったため、16万5,000円増額するものでございます。続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養給付事業につきましては、新型コロナウイルスによる受診控え等の影響により、令和2年度の医療費が大幅に減少したものの、令和3年度はその反動により給付費が見込みを上回ったため、1億6,400万円増額するものでございます。次に、7ページ、8ページをお願いいたします。保険給付費、高額療養費の一般被保険者高額療養事業につきましては、高額療養費の給付費が見込みを上回ったため、130万円増額するものでございます。続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。保険給付費、出産育児諸費の出産育児一時金支給事業につきましては、被保険者の出産予定者数の増によ

り168万円増額するものでございます。次に、11ページ、12ページをお願いいたします。保健事業費の後発医薬品普及啓発事業につきましては、後発医薬品差額通知書等、広島県国民健康保険団体連合会へ委託しておりますが、そのうちの後発医薬品切替えについての被保険者への通知回数を、令和3年度から年12回を6回に、県内市町で統一しておりますが、それ以外の審査等委託業務については毎月行う必要があることから、その不足する6か月分41万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。県支出金、保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、歳出の保険給付費等の増額分の財源として、1億6,586万1,000円増額するものでございます。次の特別交付金につきましては、財源調整のため、41万7,000円増額するものでございます。その下の繰入金の事務費繰入金及び出産育児一時金等繰入金につきましても、財源調整のため、16万5,000円及び112万円を増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第53号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億6,756万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億4,893万2,000円とするものでございます。以上で、令和3年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）特別なことはないが、最後にジェネリックの何か、分かりやすう言うと、あんたはこっだけ使いましたよという通知書の発送ぐらいのような気がするんだけど、実際、レセプトで実効は上がったりしとるわけだから、ジェネリックも持ちちゃって、保険いうんか、それも安う上がっていく。もっとこういうふうにやっとなんじゃというふうにはPRのしとる、ジェネリックのね、その辺の手法が見えんのよ。ただ40万ほど経費が余計要るけ、くださいやというようにしか聞こえんのじゃが、もうちょっと何か、しっかりこういうふうにやっておりますというところをちょっと聞いてみたいと思っ  
てね。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）ジェネリックの普及につきましては、今の県の国保の単位化をやっている中で、その連携会議等で各23市町が足並みをそろえて、それを効果的な手法を検討していっているところでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第53号議案について採決を行います。お諮りいたします。第53号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、第54号議案、令和3年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第54号議案、令和3年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号。この度の補正予算につきましては、換気設備整備事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第54号議案、令和3年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、資料21、令和3年度補正予算説明書にしたがい、歳出から御説明いたします。資料21の保険事業勘定の3ページ、4ページの歳出をお願いいたします。総務費の総務管理費の非常用自家発電設備整備事業につきましては、国の方針が転換され、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象から外れたため、介護施設が非常用自家発電設備を整備する費用に係る補助金を1,540万円減額し、次の換気設備整備事業につきましては、資料22を提出しておりますが、同交付金の対象とされたことから、新型コロナウイルス感染症の予防を行うため、介護施設が換気設備を整備する費用に係る補助金を380万円増額するものでございます。5ページ、6ページをお願いします。保険給付費の介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付事業につきましては、介護予防サービスの利用者数及び1件当たりの利用金額が見込みを上回ったため、939万9,000円を増額するものでございます。7ページ、8ページをお願いいたします。地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費の包括的支援職員給与費事業に

つきましては、時間外勤務手当及び職員共済組合負担金が見込みを上回ったため、職員手当等を8万3,000円、共済費を5万円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。4款、国庫支出金の国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、歳出で御説明しましたとおり、国の方針が転換されたことに伴い、1,160万円を減額するものでございます。8款、繰越金につきましては、財源調整のため、953万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について、歳出から御説明いたします。11ページ、12ページをお願いいたします。事業費の地域支援事業費の介護予防支援職員給与費事業につきましては、時間外勤務手当及び職員共済組合負担金が見込みを上回ったため、職員手当等を13万9,000円、共済費を7万3,000円増額するものでございます。次の介護予防支援事業につきましては、介護予防ケアプラン作成業務の委託件数が見込みを上回ったため、委託料を60万3,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。9ページ、10ページをお願いいたします。1款、サービス収入の予防給付費収入の介護予防ケアマネジメント収入につきましては、介護予防ケアプラン作成件数が見込みを上回ったため、88万6,000円を増額するものでございます。次に、2款、繰入金の一般会計繰入金のその他一般会計繰入金につきましては、介護予防ケアマネジメント収入が見込みを上回ったため、7万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第54号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から206万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を21億1,311万6,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に81万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を1,781万5,000円とするものでございます。以上で、令和3年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）ちょっと聞き漏らしたんじやが、最初の4ページ、非常用自家発電設備、ちょっと当初の計画と、どういうことを計画してこんだけ減額になったのか、ちょっとそこらもうちょっと詳しく説明してほしい。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）介護施設の非常用自家発電設備整備事業のことをお聞きされていると思いますけれども、令和３年議会の定例会に係る予算を計上し、認めていただいたわけなんですけれども、その後、国の方針が転換されまして、非常用自家発電設備整備事業が不採択となったため、減額の補正を上げさせていただいております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第54号議案について採決を行います。お諮りいたします。第54号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第11、発議第8号、豪雨災害復旧・復興の早期実現を求める要望決議案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐中議員。

○15番（佐中）提出者を代表して、発議第8号、豪雨災害復旧・復興の早期実現を求める要望決議案を規定に基づき提出をいたします。豪雨災害復旧・復興の早期実現を求める要望決議案を読み上げて提案理由の説明をさせていただきます。

平成30年7月豪雨災害及び令和3年8月12日から19日にかけて、秋雨前線の影響による大雨で避難情報を発令し、避難所を開設した。最大で84世帯167名の方が避難をされた。この期間中に三迫川上流において、今年7月の大雨で護岸の一部破損が確認をされ、再び仮復旧の手間がかかる悪循環になっている。工事業者がいないので仕方がないで済ませるのではなく、中小の工事業者をかき集めてでも、予定どおり災害復旧工事完了を目指すべきであります。広島県は平成30年9月に策定した平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プランが円滑に進捗するよう、国をはじめ関係諸機関に最大限の支援をお願いしている。豪雨災害による被害について、現在、コロナ禍にあることも十分勘案の上、被災地域の日も早い復旧・復興が実現できるよう、執行部は町長を筆頭に総力を挙げ、全力で災害復旧・復興工事に取り組むよう強く要望する。以上、決議する。以上、皆さ

んの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。討論があるようなのでこれから討論を行います。反対討論から。玉川議員。

○3番（玉川）3番議員、玉川真里です。豪雨災害復旧・復興の早期実現を求める要望決議案に反対の立場から討論いたします。

災害復旧工事において、一日も早く完了すべきということに関しては、私も同様に一日も早く完了すべきだと考えております。しかしながら、平成30年7月の豪雨災害では被害が県内の広範囲にわたったことから、建設業界において技術者や作業員の確保が困難となり、入札を行っても業者が辞退をしたり入札不調に終わるなどで、工事を引き受ける業者がいなかったと聞いております。また、決議案にある中小の工事事業者をかき集めてでも予定どおり災害復旧を目指すべきであるというのは、建設業界の現状を無視したものであり、これまで町が競争入札などで一定のルールの下で業者を選定し、工事の品質を確保してきた観点からも問題であると言わざるを得ません。また、工事に伴う地元調整に時間を要したことなどについては、決算審査特別委員会及び常任委員会ですっきりと説明をされてきております。重ねて申し上げますが、災害復旧工事をしなくてもいいというものではなく、執行部におかれましては、限られた職員で全力を挙げて取り組んでおられ、これ以上職員に負担をかけて従事させることを議会が強く要望することが適切だとは思っておりません。以上のことから、本決議案に反対いたします。皆様の御賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許しますが、いらっしゃいますか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず本案に賛成の立場から討論いたしますが、冒頭、まず申し上げます。予算の執行、予算の計上意味、まず、議員御存じかどうか。何のために予算を組むのか。住民福祉、安全のために予算を組むんであって、執行できない予算はまず組む必要はない。もちろん、住民の足しにならん予算も組む必要ない。特に今回は災害であります。次の二次、三次災害の防止の意味からも一日も早い完成を要望しておるものであって、予算の執行に災害の防止という意味から、議員指摘の反対の意味を全く資質共々理解できません。よって、議員各位、一日も早い二次災害の防止、そう

いうことを含めて、一日も早い、中小業者を駆使してでも完成することを求め、皆さんの賛同をお願いして、簡単ですが、賛成の討論といたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。賛成討論。下岡議員、どうぞ。

○9番（下岡）原案に賛成の立場から討論いたします。ただいま反対討論の中で、中小事業者をかき集めてでもということは現在の状況から無理であるという反対討論ございましたけれども、現実にはですよ、高岸1号橋の入札において、10月度Bランク、Cランクを集めて入札をやって不調になったわけです。執行部はどうしたか。今度はDランク、もっと下のランクの業者を集めて入札をやって、そして、落札業者が決まっているわけです。実際にランクを落として、中小事業者を集めてやっているじゃないですか。そういうことを踏まえたら、全く今の反対討論は的が外れているということで、賛成討論といたしますので、皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結してもよろしいですね。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。発議第8号は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

町長はただいま議決した決議の内容を理解していただき、今後の事務執行に当たってください。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第12、発議第9号、超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターへの支援を求める意見書案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。西田議員。

○2番（西田）2番議員、西田です。発議第9号、超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターへの支援を求める意見書案について、読み上げて提案理由といたします。

我が国においては人口減少、少子高齢化が進展している中、誰もが幾つになっても活躍できる社会の実現が求められている。このような中で、シルバー人材センターは地域

の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正法が4月から施行され、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされる一方で、シルバー人材センターについては人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの事情を踏まえた積極的な取組の強化が求められている。ついては、令和4年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要な、センターに対する一般会計をはじめとした補助金の確保を強く要望する。また、令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式、インボイス制度について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。以上で、発議第9号の提案理由の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。発議第9号は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま議決した意見書については関係機関へ送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）時間を少々延長します。

日程第13、発議第10号、超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターへの支援を求める決議案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。西田議員。

○2番（西田）2番議員、西田です。発議第10号、超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターへの支援を求める決議案について、提案理由の説明を行います。内容につ

きましては、先ほどの発議第9号と同様の趣旨でございます。町に対し、令和4年度のシルバー人材センター事業のために必要な、国の補助金と同額以上の補助金とセンターに対する事業発注を確保するよう要望するものでございます。以上で、発議第10号の提案理由の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）今、説明の中でちょっとお聞きしますが、事業発注の確保に協力せえいうて書いてあるんじやが、要望すると書いてあるんじやが、提案理由をされた方、これはどういう意味ですか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（桑原）どなたか。

○13番（崎本）提案者が説明せな。

○議長（桑原）提案者は14名ですから、誰かほかにありませんか。答えてあげることができませんか。

○13番（崎本）提案者がせなあいけまあ。

○議長（桑原）提案者は14名なんです。崎本議員、もう一度お願いできますか。

○13番（崎本）今、言われた提案者は全員じやが、この文言の意味、この意味だけをちょっと聞いちよるわけよ。この意味やったらね、事業発注の確保について強く、事業発注をするのに強く、あんた、シルバー人材センターにお願いしますいうて、事業者に言うたら、これ談合と同じ意味に取れるんじやが、それを西田誠一君はどのように思われるか、わしゃ、西田誠一君に聞きよる。

○議長（桑原）誰か答えてあげの方がいらっしゃればいいんですけども、崎本さん、あなたも提案者でサインしていらっしゃるんですよ。文面を見て、サインをしていらっしゃる。

○13番（崎本）だから、これの、そういうことができんのならできんいうてもらえばそれで結構なんよ。

○議長（桑原）西田議員。

○2番（西田）談合というものではございません。可能な限りお願いしたいという要望でございます。

○議長（桑原）ほかに。前田議員。

○14番（前田）ちょっと今のところで聞いてみるんですがね、シルバーに仕事を出せと

いうのは分からんでもないが、シルバーの事業内容を承知して、本案を出されとるんかどうか、シルバーの年商と、この辺について説明を。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）私も共同提案者でございますので、私のほうから答弁させていただきます。確かに一生懸命シルバー自体は独自の力を持って、一生懸命民間事業、当然、工期も含めてでございますけども、一生懸命営業活動を行われ、仕事を確保されておられます。ただ、それでももう既に限界に来ており、また逆に来ておるんで、行政に助けていただきたいというお願いをしておるところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。発議第10号は原案のとおり賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆さん、大変お疲れ様でございました。令和3年第7回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。12月1日から開会の海田町議会定例会におきまして、議員の皆様方には慎重に御審議いただき、ありがとうございます。本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決いただきまして、厚く御礼申し上げます。皆様から賜りました御意見や御要望は、これからの町政の施行に当たり、できる限り尊重してまいる所存でございます。今後とも御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（桑原）それでは、本定例会は会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと

と思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することを決しました。

以上で、令和３年第７回海田町議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞様でした。

午後５時０６分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員